

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	53 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 7 月から平成 2 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 2 月から 62 年 7 月まで
② 昭和 62 年 11 月から 63 年 5 月まで
③ 昭和 63 年 7 月から平成 2 年 1 月まで

私の国民年金の加入手続については、具体的には分からないが、私が 20 歳になった昭和 60 年*月から会社に勤務するまでの申立期間①の国民年金保険料については、私の父親が納付してくれていたと思う。その後、私は、会社を退職した 62 年 11 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、私が父親から渡された申立期間②及び③の保険料を市役所の支所で納付した。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を退職後に市役所の支所で国民年金の加入手続を行った後、申立期間③の国民年金保険料を同支所で納付していたと主張しているところ、当時、同支所で国民年金の加入手続や保険料の現年度納付を行うことは可能であり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 8 月に払い出されていることが確認でき、申立人が同支所で当該期間の保険料を現年度納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間③について、申立人が納付したとする金額は申立期間③当時の国民年金保険料額とほぼ一致している。

2 一方、申立期間①について、申立人は、自身が 20 歳になった昭和 60 年

*月から会社に勤務するまでの国民年金保険料をその父親が納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から証言を得ることができないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人が20歳になった昭和60年*月に国民年金に加入した旨の記載が無く、オンライン記録においても申立期間①は、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年8月に払い出されているが、申立人は、申立期間②の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶や、まとめて納付した記憶が無い上、当該期間の保険料を市役所の支所で納付したと主張しているが当該期間のうち、62年11月から63年3月までの保険料については、過年度納付となり、同支所で保険料を納付することができない期間であることから、当該期間の保険料を納付したとする事情はうかがえない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成2年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から6年3月まで
② 平成16年10月

私の母親は、自身の国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回行って来たこともあり、国民年金の納付意欲が高く、私が20歳になったところに私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、私が毎月母親に保険料を渡し、その母親が自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付していた。申立期間②については、平成16年7月に勤務先を退社した際、私が市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、当該期間直前の同年7月から同年9月までの保険料と同様に金融機関で納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、国民年金の加入手続後に送付されてきた納付書により、その母親が金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の母親は、国民年金に任意加入してからは1か月を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、複数回の厚生年金保険との切替手続を適正に行っており、納付意欲が高かったものと認められる一方、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年4月に払い出されていることが確認でき、申立人が20歳になったところ加入手続を行った形跡は見当たらないが、当該払出し時点で申立期間①の保険料を過年度納付することは可能であり、その当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所（当時）から未納者に対して、少なくとも1回は納付書を

発行することとされており、申立人は、申立期間①についての納付書を受け取っていたものと考えられることから、納付意欲の高い申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立期間①の国民年金保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の平成6年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）の国民年金の加入手続は、市役所又は行政センターのどちらかで行い、その後送られてきた納付書により、娘から預かった国民年金保険料を金融機関で納付した。」旨証言している。

2 一方、申立期間②について、申立人は、平成16年7月に勤務先を退社した際、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間直前の同年7月から同年9月までの国民年金保険料と同様に金融機関の窓口で納付したと主張しているが、当該期間は、9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年12月から6年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から平成元年 3 月まで

20 歳になったとき私は大学生であったが、私の母親は年金に対する意識が高く、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。私の姉も、母親の強い勧めで国民年金に任意加入し、学生の時から保険料を納付しており、昭和 63 年ごろは、母親が姉の保険料と一緒に納付していた。

姉の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私は申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料に関し、将来働いて保険料分のお金を返すように言い、また、言われたとする申立人及びその母親の証言並びに「保険料を自ら納付した自分に比べ、弟は母親に納付してもらっており、弟に甘いなど思った。」とするその姉の証言は信憑^{びよう}性が高い上、申立人は、申立期間後の期間は、すべて厚生年金保険に加入しているため、申立人が、国民年金の加入対象となる時期は、申立期間以外には存在しないことから、その母親及びその姉が述べている申立人の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況並びに申立人が、その母親から受け取ったとする年金手帳についての記憶は、申立期間のものであると考えられる。

また、申立人は、その母親が、昭和 61 年*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしており、その母親は、自身が 52 年 1 月に国民年金に任意加入し、以後の保険料に未納がないこと、及びその母親から、国民年金に加入し、保険料を納付するように

言われたとしているその姉についても、大学生であった 56 年 9 月に、国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、その母親が、申立人が 20 歳に達した 61 年*月ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとしても、特段不合理ではない。

さらに、申立期間当時、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとするその姉の保険料は、その姉が厚生年金保険に加入していた期間を除き、すべて納付済みとされていることに加え、申立期間の保険料を納付していたとするその母親についても、申立期間当時、第 3 号被保険者期間を除き、国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年3月まで

私は、昭和47年3月ごろ、母親と一緒に「役場」へ行き国民年金の加入^{おほ}手続を行った。「役場」は木造の古い建物だったことを憶えている。その際発行されたのか、後日郵送されたのかについては記憶に無いが、現在オレンジ色の年金手帳を1冊所持している。大学を卒業した49年ごろ国民年金の加入を勧める葉書が届いたが、既に参加し、国民年金保険料も納付していたという認識であったため、私は何も手続を行わなかった。

申立期間の国民年金保険料については、私が「役場」で納付していたが、昭和51年ごろからは納付書により銀行で納付していたと思う。20歳になった当時、周りの友人達はほとんど国民年金に参加しておらず、自分だけが大学生であるのに参加していたという認識であった。保険料もアルバイトをしながら欠かさず納付しており、52年に結婚した際も、区役所で20歳から参加していた旨を伝えた記憶がある。この区役所は国道沿いの新しい建物だったという記憶である。

自分には国民年金保険料の未納が無いとの自信があったため、世間が年金問題で騒がしくなっても全く不安には感じていなかったが、今回記録の確認をして未納になっていることを知り、怒りさえ感じている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年9月から52年1月の間と考えられることに加え、申立人が当時居住していた

市の被保険者名簿の検認記録では、昭和 52 年度の国民年金保険料については 3 か月ごとに納付されているのに対して、昭和 51 年 4 月から 52 年 2 月までの保険料については 11 か月分を一括納付している記載があり、加入手続後に保険料を一括納付したと考えるのが自然であることから、申立人の国民年金の加入手続時期は、同年 1 月ごろと推認できる。

また、当該被保険者名簿の検認記録には、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間について、過年度保険料の納付書が発行されていた旨の記載があること、及び申立人は前述のとおり昭和 51 年度のうち 11 か月分の国民年金保険料を一括納付し、申立期間の後においては保険料の未納が無いことを考え合わせると、申立人は、当該被保険者名簿において納付書が発行されたと考えられる昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までについても、保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、結婚後においても国民年金に任意加入し、国民年金保険料の前納も行っている年度があること、及び第 3 号被保険者への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金への意識が高いことが認められるほか、申立人の母親も、加入当初から 60 歳までの保険料を完納している。

2 一方、申立期間のうち、昭和 47 年 2 月から 49 年 12 月までの期間について、申立人は、47 年 3 月ごろ、「役場」で国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかし、昭和 47 年 3 月に加入手続を行った場合には、現在所持している様式とは別の国民年金手帳の交付を受けている必要があるが、申立人は、別の国民年金手帳については思い出せない^{あいまい}と述べているなど、記憶が曖昧である。

また、申立人は大学卒業時の昭和 49 年ごろ、国民年金の加入勧奨通知を受け取ったと述べていることに加え、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続時期は 52 年 1 月ごろと推認でき、20 歳前から同年同月まで同一市内に居住していた申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことを考え合わせると、申立人が主張するように 47 年 3 月に国民年金の加入手続を行い、同年同月から 49 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと

認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月

私は、平成9年8月に会社を退職した際に、国民年金及び国民健康保険へ加入する必要があると説明を受けたので、同年同月ごろ区役所へ行き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った際に、平成9年8月の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したが、所持金が少なくなったので、同年9月の保険料は納付することができなかった。

平成9年10月に次の会社に就職し、その2、3か月後に会社を休んで区役所へ行き、同年9月の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月ごろに、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その際に同年同月の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したと主張しているところ、申立人は同年同月に国民健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できること、及び同年同月の国民年金保険料は、同年9月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の主張は、基本的に信用できる。

また、申立人は、i) 国民年金及び国民健康保険の加入手続時に、平成9年8月の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したが、所持金が少なくなったので、同年9月の保険料は納付することができなかったこと、ii) 同年10月に次の会社に就職し、その2、3か月後に会社を休んで区役所へ行き、同年9月の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付したことなど、申立期間の保険料の納付についての記憶が鮮明である。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4342

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

私は、昭和45年*月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。48年3月に結婚した際には、任意加入に切替え、その後もずっと保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、任意加入期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の3か月と短期間である申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、20歳に到達した昭和45年*月に国民年金に加入し、60歳に到達するまでの期間に申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、種別変更手続も複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの期間及び53年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から同年12月まで
② 昭和53年3月から同年6月まで

私は、会社を退職した昭和46年10月ごろ、長男が1歳で体調を崩しやすかったため、当時、木造2階建ての町役場で国民健康保険の加入手続を行った際に、近所に住んでいた窓口の職員から、自分の将来のために国民年金にも一緒に加入したほうが良いと教えられたので、その場で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を、私が町役場で納付書により現金で納付した。

申立期間②については、昭和53年3月に会社を退職した際に市役所へ行き、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後は納付書により国民年金保険料を市役所で納付していた。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時、長男が1歳で体調を崩しやすかったため、町役場で国民健康保険の加入手続を行った際、近所に住んでいた窓口の職員から国民年金に加入するよう勧められて加入手続を行ったと述べており、その記憶は鮮明で、加入動機も明確であり、当時の町役場の建物の様子なども具体的に記憶していることから、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立期間②について、申立期間②後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回適切に行っていることが確認できることから、申立期間

②についても切替手続を行っていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、町役場又は市役所で納付書により納付したと主張しているところ、申立人が申立期間①及び②当時居住していた町役場及び市役所では、納付書による保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない上、申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4344

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から43年10月まで

私が20歳になった昭和40年*月に、町役場の支所で父親又は祖母が国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、父親が両親の分と一緒に納付してくれていたはずであり、姉弟の分も結婚又は就職するまで父親が納付していたにもかかわらず、私のみ申立期間が未加入で保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が両親の分と一緒に集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた地域では、当時、集金人制度が実施されていることが確認できる上、一緒に納付していたとするその両親は、申立期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、その姉弟の国民年金保険料についても、父親が納付していたと主張しているところ、その姉弟は、20歳になってから結婚又は就職するまでの保険料は納付済みとなっている上、その姉は、「父親が妹（申立人）の保険料を納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4345

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び 41 年 7 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月まで

私が 20 歳になったころ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。当時は、近所の人達が順番で保険料を集金し、当番となった者が取りまとめの上、金融機関に持って行っていたことを記憶している。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の主張については、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の実家が所在していた市で、国民年金手帳記号番号の払出日から昭和 37 年 3 月前後に行われたものと推認され、その後、申立人が結婚により他市に転居した後も、転居前の市が作成した国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、転居前の市で 56 年 3 月までの保険料が納付されており、その母親が申立人の保険料を納付していたものと考えられ、申立人の実家が所在していた市では、当時、納付組織の存在が確認できることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

また、特殊台帳では、昭和 56 年 6 月に職権により申立人の住所が転居後の市に変更されていることが確認でき、申立人が厚生年金保険の被保険者であった 55 年 3 月から 56 年 3 月までの期間についても、転居前の市で国民年金保険料が納付され、後に還付されていることが確認できることから、申立人の母親は、嫁いだ申立人のために可能な限り保険料を納付しようとしていた

ことがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ9か月と短期間である上、いずれの申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立期間①の直前の保険料については、過年度納付されていること、及び加入手続以降、申立人の母親が保険料を納付していたと推認できる期間においては、申立期間以外には保険料の未納がないことを考え合わせると、申立期間①及び②の保険料のみ、未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から4年3月まで

私の国民年金については、私が大学生だった時に私の母親が加入手続及びその後の国民年金保険料の納付を行ってくれた。その後、時期ははっきりしないが、私自身が保険料を納付するようになった。平成6年4月に就職した後、5年10月から6年3月までの保険料について未納の通知がきたので、同年12月に社会保険事務所（当時）で納付をした。その際、申立期間の保険料について未納と言われた記憶は無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「時期は思い出せないが、自分自身の国民年金保険料を納付するために市役所を訪れた際、申立人も国民年金に加入義務があることを聞き、加入手続を行ったことを憶^{おぼ}えている。」と述べている。申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された被保険者が平成4年7月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し国民年金へ加入していることから、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続をしたのは同年同月ごろと推認でき、その時点で申立期間の保険料については、過年度分として納付することは可能であった。

また、申立人が申立期間当時居住していた市では、申立期間当時、加入手続の際に未納保険料があり、それが過年度分として納付可能な場合には、被保険者の年金受給権等も考慮し、過年度保険料の納付の必要性について積極的に説明し納付を勧めていたこと、及びその一環として、市の国民年金窓口

にも、本来は社会保険事務所が発行する過年度納付用の国庫金納付書を備え付けて、必要とする被保険者等に渡していたことも確認できることから、加入手続を行った申立人の母親に当該申立期間の納付書が発行されたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間当時、自身とその夫二人分の保険料が納付済みであるとともに、加入義務期間のうち、ほぼすべての期間の保険料を納付していることから、申立人の母親の保険料の納付意欲は高かったと認められ、1回、かつ10か月と短期間である申立期間を申立人の母親が未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4347

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 61 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 56 年*月ごろに、勤務していた会社の社長及び役員であるその弟に指導され、会社の事務員に私の国民年金の加入手続を行ってもらった。加入手続後の国民年金保険料については、私の母親が、母親の分と一緒に納付書により納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年*月ごろに、勤務していた会社の社長及び役員であるその弟に指導され、会社の事務員に申立人の国民年金の加入手続を行ってもらったと主張しているところ、申立人に加入手続を指導したとする役員は、申立期間当時、申立人に対して国民年金に加入するように指導したと証言している上、申立期間当時の同僚の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立人の主張には信憑性がある。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が申立人と母親の分と一緒に納付していたと主張しているところ、その母親は、「私が、息子（申立人）と私の分の保険料と一緒に納付していた。」旨証言している上、申立期間当時、その母親の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替を利用するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが、当時住んでいた実家へ国民年金の加入を勧める人が来たので、その場で国民年金の加入手続を行った。その後、数か月ごとに、納付書により、郵便局で国民年金保険料を納付し、その都度、加入手続前の期間の保険料も数か月分ずつ一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金の加入手続後、数か月ごとに、納付書により、郵便局で国民年金保険料を納付し、その都度、加入手続前の期間の保険料も数か月分ずつ一緒に納付していたと主張しているところ、
i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 59 年 7 月ごろであると推認でき、その時点では、申立期間②は、保険料を納付することが可能な期間であること、
ii) 申立人の国民年金の被保険者資格は 58 年 4 月に取得されていること、
iii) 申立人は、申立期間②直後の 59 年 4 月から、25 年以上に渡る期間の保険料をすべて納付し、保険料の納付意欲は高かったものと認められることから、その申立人が、12 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が結婚後に居住していた住所地において払い出されており、申立人の実家の住所地において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 58 年 4 月とされ、オンライン記録でも同じ時期であることが確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月から3年3月まで
② 平成3年4月から同年7月まで

私は、20歳になった平成元年*月に、母親から勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が届いたので、金融機関又は市役所で国民年金保険料を毎月納付していた。国民年金の加入手続を行ってから就職するまでの保険料については、未納がないようにすべて納付していたにもかかわらず、申立期間①が未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった平成元年*月に、母親から勧められたので、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、納付書が届いたので、金融機関又は市役所で国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年4月に払い出されていることが確認できる上、申立期間②直後の同年8月から4年3月までの保険料は、毎月、その翌月に規則正しく納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、加入当初の4か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であったが、自宅から通学しており、アルバイトにより毎月数万円程度の収入があったと述べていることから、申立期間②の国民年金保険料を納付することができるだけの資力を有していたものと推認される。

2 一方、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は、平成3年4月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人は、申立期間①から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年2月から4年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月から4年3月まで
② 平成9年1月から同年3月まで

私は、昭和49年12月ごろ、父親の勧めで国民年金の加入手続きを行い、同時に付加保険料も納付することとした。その際、年金手帳が発行されたかは記憶に無い。

その後、第3号被保険者となった後、平成3年1月から第1号被保険者への切替手続きを行い、再び付加保険料の納付を始めた。国民年金保険料については、金額及び納付頻度の記憶は無いが、預金口座からの自動振替に変更するまで、私が経営しているAを訪れる集金人に納付していた。集金人が中年の女性であったことを記憶している。今回「ねんきん特別便」で申立期間が未納となっていることを知り、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成3年1月に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、併せて付加保険料の納付を始め口座振替にするまでは、集金人に国民年金保険料を納付していたとしている。この主張については、同年同月から付加保険料を含む国民年金保険料の納付が始まっていること、及び申立人が申立期間①当時居住していた市では集金人制度が存在していることが確認できるとともに、申立人は9年4月1日から保険料の口座振替を始めたことが当該口座を開設した金融機関において確認できることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間①は14か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期

間前後の期間においては、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、申立期間当時、申立人の居住地に変更がなく生活状況の変化は認められないことから、国民年金の加入手続を行った平成3年1月の保険料のみを納付し、その直後の申立期間①の保険料が未納のままとされていることは不自然である。

2 一方、申立期間②について、オンライン記録では、平成10年6月に過年度保険料の納付書が作成されている記録が確認できることから、その時点において申立期間②の保険料が未納であったことがうかがえる。

また、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた中で、金融機関や行政機関において事務処理に誤りがあったことは考え難いことに加え、過年度保険料の納付書が発行された10年6月は、基礎年金番号を活用して国民年金被保険者期間と厚生年金保険被保険者期間を通じた記録管理が本格的に開始された同年4月以降の期間であり、記録管理の信頼性はさらに向上したと考えられることを踏まえると、申立期間②の保険料については、納付されていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年2月から4年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から同年 12 月まで

私は、大学卒業後、時期は憶^{おぼ}えていないが、自ら区役所に行き国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。保険料の未納が無いように納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入手続日などから、平成 2 年 5 月と推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、元年 1 月から同年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間は、国民年金保険料の納付が可能な期間であること、及び申立期間を除いた国民年金の強制加入期間においては、保険料の未納が無いことを考え合わせると、1 回、かつ 9 か月と短期間である申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時においては、夫と共働きであり経済的余裕があったと述べているなど、申立期間の国民年金保険料の納付が困難であったと考えられる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に義父の会社から独立し、しばらくして私が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、後日届いた納付書により、金融機関でさかのぼってまとめて夫婦二人分の保険料を一緒に納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父の会社から独立した後、しばらくして国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和 54 年 3 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人が加入手続後に納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をまとめて過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、「当時、妻（申立人）から、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いていた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私は、20歳になってしばらくしたころ、当時の勤務先の店主に国民年金の加入を勧められたことから、町役場で加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、加入手続を行った後に、送付されてきた納付書により金融機関でさかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になってしばらくしたころ、当時の勤務先の店主から国民年金の加入を勧められて国民年金の加入手続を行った後に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年1月と推認でき、その時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間当時、申立人に国民年金の加入を勧めたとする勤務先の店主は、「当時、申立人に国民年金の加入を勧めたところ、申立人は加入手続を行った後に、私が立て替えた国民年金保険料により過去の未納分をさかのぼってまとめて納付してきたと言っていたことを憶えている。」旨証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和52年4月から53年3月までの期間について、当初は国民年金保険料が未納とされていたが、国民年金被保険者台帳が納付済みとなっていたことから平成21年7月に納

付済みに訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、結婚後も任意加入するなど、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年1月まで

私が20歳になった平成4年*月ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ったが、手続をした場所については憶えていないと言っている。私が現在所持している年金手帳はその際に発行されたものだと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が社宅に来ていた中年の女性の集金人に毎月納付していたが、母親には保険料の月額^{おぼ}の記憶は無い。母親は、納付した際領収書を受け取ったことを憶えているが、引っ越しの時に紛失してしまったと言っている。この集金人は当時私が両親と住んでいた社宅を担当しており、国民年金に加入してから結婚して自分で納付するようになるまでは、母親が欠かさず保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年*月ごろ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された強制加入被保険者、及び20歳到達時に加入した被保険者の保険料の納付開始日から、申立人の加入手続日は同年同月から5年3月ごろまでの間と推認され、オンライン記録から申立期間直後の同年2月の保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしている申立人の母親は、自宅を訪れる女性の集金人に毎月申立人の保険料を納付し、その都度領収書を受け取ったと述べており、その母親が主張して

いる納付方法は、申立期間当時、申立人が居住していた市で採られていた実際の納付方法と一致している。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、種別変更手続も適切に行っており、国民年金に対する意識が高いことがうかがえる。

加えて、申立期間当時、申立人の居住地及びその父親の職業の変更は無く、生活状況の変化は認められないこと、及びその父親の標準報酬月額から申立期間の国民年金保険料を納付できるだけの資力を有していたことがわかることから、加入手続を行いながら、現年度納付することが可能な申立期間の保険料を未納のままにしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで

私は、大学生であった平成3年4月ごろに自ら国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し始めたが、その後、就職活動で多忙となったため、保険料の納付を失念していた。就職後の5年6月ごろに保険料が未納である旨の通知と納付書が送られてきたので、同年7月ごろに納付書により申立期間の保険料を銀行か郵便局で全額納付した。納付金額は、就職後初めてもらったボーナスに手持ちの現金を加えた額であったので、8万円ぐらいであったと思う。

未納と指摘された期間の国民年金保険料については、すべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいなかい。

第3 委員会の判断の理由

大学在学中に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し始めたものの、就職活動への専念により保険料の納付が滞り、就職後の平成5年7月ごろ納付書により申立期間の保険料として約8万円を納付したとする申立人の主張については、申立人は、20歳以上の学生が国民年金への加入を義務付けられた3年4月に国民年金に加入し、同年同月から4年7月までの保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人が申立期間の保険料を納付したとする5年7月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、及び申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料とほぼ一致することから、信憑性が認められる。

また、就職後初めてのボーナスに手持ちの現金を加えた約8万円を申立期

間の国民年金保険料として納付したとする申立人の記憶は、申立人が提出した平成5年6月の賞与支給明細書に支給額として7万円強と記載されていることと符合するなど、申立人の保険料の納付状況に関する記憶は、具体的かつ鮮明である。

さらに、申立期間は1回、かつ8か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが認められ、年金に対する意識が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から同年7月まで

私は、昭和56年3月に会社を退職したときに、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、母親が申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月に会社を退職したときに、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているところ、申立人が同年同月に退職した会社では、当時、会社で保管していた年金手帳を退職者に返却する際に、国民年金に加入するよう指導しており、同時期に退職した同僚は、ほとんどが退職後に国民年金の加入手続きを行っていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

また、申立期間は、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は国民年金に任意加入して保険料を完納し、付加保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人は、無職であった期間に付加保険料も納付しているなど、国民年金に対する意識が高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月、同年7月、4年5月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年6月及び同年7月
② 平成4年5月
③ 平成4年11月

私は、平成2年6月に会社を退職した後すぐ、会社から国民年金の加入手続をするよう案内の手紙が届いたので、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を口座振替で納付するための手続を行った。

その際、区役所の窓口の職員から、国民年金保険料の口座振替が開始されるまで2か月ほどかかると言われたので、加入手続後に送付されてきた納付書を持って、後日区役所の窓口で口座振替が開始されるまでの保険料を1か月ごとに納付した。

口座振替が開始されてからは、国民年金保険料を口座振替により毎月納付していたが、申立期間②及び③については、残高不足で保険料を振替できなかったという通知と納付書が届いたので、その納付書を持って区役所の窓口で保険料を納付した。

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成2年6月に会社を退職した後すぐ、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の被保険者の国民年金第3号被保険者該当による社会保険事務所(当時)での処理日から、申立人の国民年金加入手続時期は、同年同月から同年8月ごろと推認さ

れ、申立内容とおおむね一致する。

また、申立期間①について、国民年金保険料の口座振替が開始されるまでの保険料を、区役所の窓口で納付したとする申立人の主張については、申立人が申立期間当時居住していた区の被保険者名簿において、申立人の口座振替は平成2年9月から開始されていることが認められ、同区を管轄する市の口座振替による収納は、当月の保険料を当月23日に振り替えて収納していたことが確認できるため、申立人に対し、同年6月から同年8月までの保険料については納付書が発行されていたと考えられ、現に、口座振替開始前の同年8月の保険料は、納付済みとされていることから、同様に同年6月及び同年7月の保険料も納付したと考えるも、特段不合理な点は見当たらない。

さらに、申立期間②及び③について、申立人は、残高不足で国民年金保険料を振替できなかった際に受け取った納付書を持って区役所の窓口で当該期間の保険料を納付した時の納付状況など具体的に記憶しており、申立内容は信憑性^{びょう}が高く、現に、申立人が申立期間当時居住していた区では、保険料の口座振替が不能であった場合、振替不能通知及び納付書を送付していたことが確認できる。

加えて、申立期間②及び③の前後の期間は、国民年金保険料がそれぞれ納付済みであり、申立期間①は2か月、申立期間②及び③はそれぞれ1か月と、いずれも短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び52年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和52年9月から53年3月まで

私の父親は、私が昭和49年12月に会社を退職した翌年に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の私の国民年金保険料については、父親が、私と母親の分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月に会社を退職した翌年に、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人とその母親の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は、国民年金制度創設時の36年4月に国民年金に加入し、申立期間を含め、60歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、その父親の保険料の納付意欲は高かったものと認められ、申立内容には信憑性がうかがえる。

また、申立期間①について、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和50年10月又は同年11月と推認され、その時点において過年度納付により国民年金保険料を納付することが可能であり、申立人及びその母親の被保険者台帳では、申立期間①及び②に近接する時期の保険料について、同一日に過年度納付していることが確認できることから、同様に過年度納付が可能であった申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人の所持する年金手帳では、申立人は、昭和 50 年 1 月から 55 年 11 月までの期間について、国民年金の強制加入被保険者としての資格を取得していることが確認でき、52 年 3 月から同年 8 月までの期間については平成 18 年 11 月 13 日に記録が統合されたことにより、厚生年金保険被保険者期間となったことから、当時、申立期間②の国民年金の納付書は発行されていたものと推認でき、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立人のオンライン記録によると、当初、申立期間直後の昭和 53 年 4 月から 55 年 11 月までの期間が未納とされていたが、申立人の国民年金被保険者台帳により、同期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できたことから、平成 18 年 11 月 13 日に記録訂正されており、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その上、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入している上、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 3 月末に会社を退職後、事業を始めて何年か後に、母親から国民年金の加入を勧奨する手紙が届いたことから、妻が市役所に行き夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。妻は、申立期間の国民年金保険料について、納付金額をはっきり記憶していないが、私の知人からさかのぼって保険料を納付できることを聞いていたことから、間違いなく過去にさかのぼって保険料を納付したはずである。保険料を納付した後、私が転職して独立した同年 4 月までの期間について、さかのぼって保険料を納付してきた旨を妻から聞いたことを記憶している。

妻は、私と同一期間を第三者委員会に申し立てた結果、年金記録を訂正する必要があると認められており、私の申立期間の国民年金保険料についても年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

母親からの国民年金の加入を勧奨する手紙を受け取ったことから、申立人の妻が市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和 44 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を一括して納付したとする申立人の主張については、申立人は、その妻が市役所で国民年金の加入手続を行い帰宅したときに、申立人が転職して独立した時期までさかのぼって一括して保険料を納付してきたと申立人に話したことを明確に記憶していることから、基本的に信用できる。

また、申立人の保管する確定申告書(控)によると、当時、申立人の事業は順調に推移していたものと推認できる上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められ

ることから、申立人が申立期間の保険料を納付することができなかったとする特段の事情はうかがえない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入手続日より昭和 50 年 11 月と推認でき、この時期は第 2 回特例納付が行われていた期間である上、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、かつ、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であるものの、申立人と同時期に加入手続をしたと推認できる者の中に、申立期間が納付済みとなっている者が確認でき、しかも、その者については、「特殊記録有」とのオンライン記録があるにもかかわらず制度上存在するはずの特殊台帳が無いことから、当時、行政側において制度どおりの適正な運用を行っていなかったものと認められ、申立人についても同様に納付を受け付けていた可能性が考えられることから、申立期間は保険料の納付をすることが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 12 月に父親の会社から独立し、しばらくして妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その際に、窓口で未納期間の国民年金保険料の金額と月数を計算してもらい、後日届いた納付書により、妻が金融機関でさかのぼってまとめて夫婦二人分の保険料を一緒に納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親の会社から独立した後、しばらくして申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の前後の任意加入者から、昭和 54 年 3 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付することは可能であった上、申立人が加入手続後に納付したとする保険料額は、申立期間の保険料をまとめて過年度納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、「当時、届いた納付書により、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は 1 回、かつ 15 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年8月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、当該期間に係るA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から同年8月までは60円、同年9月から18年6月までは70円、同年7月から20年7月までは80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで
② 昭和 25 年 10 月から 28 年 3 月まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 31 日までの期間は、A社B工場に勤務し、25年10月から28年3月までの期間は、C社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が一文字違いで同一生年月日の者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和17年1月31日資格取得、20年8月31日資格喪失）が確認できる。

また、オンライン記録において、上記未統合記録を除き、申立人の氏名と同一の読み方で同一生年月日の被保険者記録は申立人以外には確認できない。

さらに、申立人はA社B工場における申立期間①当時の業務内容を詳細かつ具体的に記憶していることから、申立人は同社に勤務していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は、申立人の被保険

者記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が昭和17年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を取得し（厚生年金保険料の控除については17年6月1日から）、20年8月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、厚生年金保険被保険者資格の取得日については、被保険者資格期間に算入されるのは労働者年金保険料の徴収が開始された昭和17年6月1日以降の期間となることから、同日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額は、上記未統合記録に係る年金記号番号払出簿から、昭和17年6月から同年8月までは60円、同年9月から18年6月までは70円、同年7月から20年7月までは80円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、オンライン記録では、C社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない上、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない。

また、申立人はC社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間に係る勤務実態及び申立人の厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

さらに、申立人は、当該期間に係る給料明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から6年1月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年1月31日から同年4月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立人の当該期間に係る同資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から同年4月1日まで

申立期間①については、社会保険事務所の職員から、A社に勤務していた平成5年10月から同年12月までの標準報酬月額が15万円に引き下げられている旨を説明された。当時は、給料は24万円ぐらいもらっていた。給与が下がったことは無い。また、会社からは給与が下がる説明は一切無かった。調査をしてほしい。

申立期間②については、厚生年金保険被保険者資格を平成6年1月31日に喪失したこととなっているが、申立期間①と同様、A社でC作業をしていた。

申立期間①及び②について調査の上、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額は、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年1月31日）の後の同年4月1日付けで、さかのぼって15万円に引き下げら

れている上、申立人を除く 12 名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

申立期間②については、オンライン記録では、申立人の A 社における資格喪失日は平成 6 年 1 月 31 日と記録されているところ、当該喪失処理が行われたのは、上記の標準報酬月額の訂正処理が行われた日と同日の同年 4 月 1 日である上、同日において、申立人を除く 14 名についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、B 社において、平成 3 年 10 月 1 日に資格を取得し、9 年 5 月 20 日に離職となっているところ、A 社の当時の取締役は、「当時、申立人は、A 社に勤務しており、同社から給料が支払われていた。申立人の雇用保険の記録が B 社になっている理由は分からないが、A 社と B 社の事業主は同じであり、両社は関連会社である。」と証言していることから、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 6 年 1 月 31 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、社会保険事務所が資格喪失の処理をした同年 4 月 1 日であると認められる。

なお、平成 6 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、A 社における 5 年 12 月のさかのぼった訂正処理前の社会保険事務所の記録から 24 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社C支店における同資格の取得日に係る記録を昭和37年4月16日に、同社C支店における同資格の喪失日に係る記録を38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、37年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から38年3月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月2日から38年4月1日まで

私は、申立期間については、A社に勤務し、社命によりB所に研修派遣されていた。

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に研修派遣されていたとする複数の同僚の年金記録を調査したところ、いずれも、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年4月16日に同社C支店で被保険者資格を取得しており、研修派遣されていた期間については、同社C支店で被保険者となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人は研修派遣されていた期間は1年間であったと述べていること、及びA社C支店が昭和37年4月16日に厚生年金保険の適用事業所となったことから判断すると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び同社C支店における同資格の取得日に係る記録を同年4月16日に、同社C支店における同資格の喪失日に係る記録を38年4月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同様に研修派遣されていたとする同僚のA社における申立期間の記録から、昭和37年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から38年3月までは2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、A社C支店に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から38年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年5月10日から同年8月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額が1万8,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和29年8月30日から同年10月5日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年8月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和30年1月1日から同年3月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月1日に、同資格の喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月ごろから22年8月1日まで
② 昭和29年5月10日から同年8月30日まで
③ 昭和29年8月30日から同年10月5日まで
④ 昭和30年1月1日から同年3月1日まで

私の父が保管していたA社に係る退職調書では、同社に入社したのは、昭和20年6月となっている。しかし、同社の厚生年金保険に係る被保険者資格の取得日は22年8月1日となっているので、入社時から被保

険者期間として認めてほしい。

また、昭和 29 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額が、当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載と相違がないか調べてほしい。

さらに、昭和 29 年 8 月 30 日から同年 10 月 5 日までの期間及び 30 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。A 社には 33 年 10 月に退職するまで継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録においては、申立人の標準報酬月額は 1 万 2,000 円と記録されているが、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の当該期間に係る標準報酬等級は「12 (標準報酬月額は、1 万 8,000 円に相当する。)」と記載されている。

また、当該名簿に記載されているほかの同僚については、標準報酬等級に相当する標準報酬月額がオンライン記録に記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は 1 万 8,000 円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間③について、退職調書、申立人の回顧録、同僚の供述等から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し (昭和 29 年 8 月 30 日に同社 C 事業所から同社 B 事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 事業所における昭和 29 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、退職調書、申立人の回顧録、同僚の供述等から判断すると、申立人が A 社に継続して勤務し (昭和 30 年 1 月 1 日に同社 B 事業所から同社 C 事業所に、同年 3 月 1 日に同社 C 事業所から同社 D 事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年12月及び同社D事業所における30年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明であることから照会することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年1月及び同年2月の保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人が保管している退職調書から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社において、申立人と同日の昭和22年8月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者は40名いることが確認できる。

また、申立人と同日に資格を取得した同僚の一人は、「自分と同時に大勢の者が入社したという記憶は無く、戦後のA社C事業所では新規に多くの人材を必要とする状況になかった。」と述べている。

さらに、申立人の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日には、2年以上の相違があるが、複数の同僚に聴取したところ、当該40名の中には、A社C事業所における入社日が申立人よりも早い者が複数名いた。

加えて、A社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和18年7月15日から22年8月1日までの間に資格を取得している被保険者はいない。

これらを踏まえると、A社C事業所は当時、厚生年金保険の加入手続において一定期間内に採用した者を昭和22年8月1日にまとめて加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間のうち昭和23年7月4日から25年7月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を23年7月4日に、同資格の喪失日に係る記録を25年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を23年7月は600円、同年8月から24年4月までは6,600円、同年5月から25年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月4日から25年7月1日まで

私は、昭和22年12月まで農業に従事していたが、23年1月から25年6月ごろまでA社B鉱業所（現在は、C社）に坑内で勤務していた。この期間、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の加入記録が無いと言われたが、加入していたはずなので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社B鉱業所の業務内容に関する申立人の供述及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、先に勤務していた同僚の紹介でA社B鉱業所に入社したとしているところ、当該同僚及び申立人とほぼ同時期に同社B鉱業所に入社し、坑内勤務に従事していた複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

さらに、出稼ぎとして短期間であったにもかかわらず、申立人が呼び寄

せた2名の^{おい}甥には、厚生年金保険の被保険者記録がある。

加えて、申立人は、本採用でなければA社B鉱業所の寮に入れなかったと供述しているところ、同僚の一人は、自身も同社B鉱業所の寮に入っていたが、当時請負業者は「組」と呼ばれており、請負業者専用の寮は別の場所に設置されており、同社の寮には請負の者はいなかった旨の証言をしている。

一方、申立期間のうち昭和23年1月4日から同年7月4日までは、申立人と一緒に入社したとする複数の同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年7月4日となっていることから、A社B鉱業所においては一定の試用期間があったことがうかがえ、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和23年7月4日から25年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年代の同僚のA社B鉱業所における当該期間の社会保険事務所(当時)の記録から、昭和23年7月は600円、同年8月から24年4月までは6,600円、同年5月から25年6月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、C社は当時の資料が無く不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年7月から25年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年9月25日から35年1月22日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月25日から36年8月2日まで

私が結婚する以前のことなので、詳しくは分からないが、主人は、B社に転職する前までA社に勤務していたはずである。B社の厚生年金保険の被保険者資格を昭和36年8月2日に取得したこととなっているが、A社の被保険者資格は34年9月25日に喪失したことになっており、申立期間が被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るC健康保険組合の記録によると、申立人の健康保険被保険者資格の喪失日は昭和35年1月22日となっている。

また、A社において申立期間前に厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、「A社では、健康保険と厚生年金保険は同時に加入し、給与からは両方の保険料が控除されていた。どちらか一方だけに加入するという取扱いは無かった。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和34年9月25日から35年1

月 22 日までの期間について、A 社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該期間における C 健康保険組合の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 35 年 1 月 22 日から 36 年 8 月 2 日までについては、複数の同僚に照会したものの、申立人が A 社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立人が申立期間の後に被保険者資格を取得している B 社の複数の同僚の証言から、申立人は、少なくとも昭和 35 年 2 月には既に同社に勤務していたことが推認できる。

なお、オンライン記録によると、B 社は昭和 36 年 8 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、その前は適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該新規適用日に資格を取得している複数の者に照会したものの、同日より前の期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる証言は無かった。

また、B 社は、当時の人事記録及び給与関係書類を保存しておらず、当時の事業主の連絡先も不明であることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年5月1日から41年12月26日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を40年5月1日に、同資格の喪失日に係る記録を41年12月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、40年5月から41年5月までは2万円、同年6月から同年9月までは2万8,000円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年5月ごろから28年12月ごろまで
② 昭和40年5月ごろから41年12月26日まで
オンライン記録によると、昭和27年5月ごろから28年12月ごろまでの期間及び40年5月ごろから41年12月26日までの期間の記録が無いが、当該期間は、A社及びB社において勤務していた。A社は、父親の友人の紹介で入社した。B社では、Cの仕事をしていた。当時の同僚の氏名を覚えているので、調査の上、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた当時の上司及び同僚等5人の氏名が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、上記同僚等5人のうち1人については、「私より後にB社に入社し、当該同僚が同社を退職した数箇月後に私は退職した。」と述べているところ、上記被保険者名簿から確認できる当該同僚の被保険者期間と、申立人が主張する同社における勤務期間に不自然さは無く、申立

内容に、^{しんびょうせい}信憑性が認められる。

さらに、上記同僚等 5 人のうち、連絡が取れた同僚の 1 人は、当該期間において、申立人は正社員として B 社で勤務していたと証言している上、「当時、未経験で、女性であった私に、入社時から厚生年金保険被保険者記録があるのに、申立人の被保険者記録が無いのはおかしい。」と述べている。

加えて、申立人及び上記の同僚が証言した申立期間②当時の B 社の従業員数とオンライン記録における同社の被保険者数はおおむね一致するため、当時、当該事業所では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、B 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と年齢が近く同職種であった同僚の当該期間における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 40 年 5 月から 41 年 5 月までは 2 万円、同年 6 月から同年 9 月までは 2 万 8,000 円、同年 10 月及び同年 11 月は 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 5 月から 41 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和 27 年 5 月ごろから 28 年 12 月ごろまで A 社において勤務していたと述べているが、同社は既に解散し、申立期間①当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は得られず、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

また、商業登記簿謄本により、A 社は昭和 35 年 2 月 29 日に会社を設立していることが確認できる上、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社は 37 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していないため、当該期間

に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年11月11日から22年12月27日までの期間について、事業主は、申立人が21年11月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年12月27日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については昭和21年11月から22年5月までは510円、同年6月は500円、同年7月から同年11月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月11日から22年12月27日まで
② 昭和23年1月ごろから25年12月21日まで

私は、社会保険事務所から、A社において昭和21年11月11日から22年12月27日までの厚生年金保険の被保険者記録で私のものと思われる記録があるとの連絡をもらい、一度宙に浮いた記録を私の記録に統合してもらったが、私の記憶している期間と氏名が一字違うことから統合記録を取り消してもらった。この記録が私の記録か確認してほしい。

また、私は、A社には昭和23年1月ごろから25年12月20日まで勤務していたと記憶しているので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓で名前が訂正された一字違いの、生年月日が同一の者が、昭和21年11月11日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年12月27日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の記憶及び当該期間に在籍した同僚の証言から、申立人は

A社に勤務していたことが認められる上、複数の同僚は「申立人以外に申立人と同じ姓の従業員はいなかった。」と証言していることから、上記の被保険者記録は申立人の記録であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和 21 年 11 月 11 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22 年 12 月 27 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、当該被保険者名簿の記録から昭和 21 年 11 月から 22 年 5 月までは 510 円、同年 6 月は 500 円、同年 7 月から同年 11 月までは 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、当該期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に照会したが、申立人を覚えている同僚はおらず、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人は、「入社日等の記憶があいまいであり、A社に再入社したことは無い。」と述べている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、当該期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和28年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、それまで勤務していたB社のC部門がA社として独立した時期であり、両社に継続して勤務していたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にB社からA社に転籍したとする複数の同僚の証言及び当該同僚の一人が所持する両社の辞令から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と一緒にB社からA社に転籍している同僚も、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日の昭和28年5月1日となっているが、当該同僚のうちの一人が所持する給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社で被保険者資格を取得した日と同日の昭和28年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚の証言並びに同社が適用事業所となった際の従業員数が26人であることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和25年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から同年7月1日まで

私は、叔父の経営するA社に、昭和23年12月1日から38年11月25日まで継続して働いていたが、25年1月1日から同年7月1日まで厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年1月1日に同資格を喪失後、同年7月1日に同社と代表取締役が同一人であるB社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間にA社に勤務していた同僚2名は、申立人は、申立期間において、申立期間前後と同じ場所で勤務していたと証言している。

また、申立人と同様にA社からB社に移籍した同僚は、移籍した時期においても厚生年金保険被保険者記録が継続しており、被保険者期間の欠落は無い。

さらに、申立人及び同僚は、申立人が昭和23年12月に入社してから38年11月に退職するまで業務内容及び雇用形態に変更は無かった旨を供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、B社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和25年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社及びB社は既に解散している上、事業主も死亡しているため確認できず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を3年4月から同年6月までは41万円、同年7月から4年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年10月1日から9年8月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成5年10月から9年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年10月1日まで
② 平成5年10月1日から9年8月1日まで

申立期間について40万円から54万円ほどの給与が支給されており、支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていた。ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が間違っているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年6月までは41万円、同年7月から4年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円と記録されていたところ、同年4月27日付けで8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録から、代表取締役を含む取締役4名が、申立人と同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の当時の代表取締役から当該処理についての回答は得られなかったが、申立人と同様に申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている同僚が年金記録確認B地方第三者委員会に対して記録の訂正を求めた申立てについて、同委員会が同社に照会を行ったところ、当該代表取締役からは、経営状況の悪化により厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納したため、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として役員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った旨の回答が得られている。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月27日付けで行われた訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正とは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年4月から同年6月までは41万円、同年7月から4年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金保険被保険者記録において当該減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で8万円、平成6年10月1日の定時決定で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記の訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、申立期間②について、A社の取締役の平成5年10月から7年4月までの給与明細書によると、給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であり、実際の報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社に在籍中は給与支給額の減額はなかったことが確認できる。

また、申立人が提出した平成8年4月から同年11月までの給与支給控除一覧表から、上記取締役と同様に、給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額より高額であり、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上記取締役の給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記

録の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことが確認でき、また、申立人が提出した給与支給控除一覧表で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額についても全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和38年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月16日から39年1月1日まで

夫は、昭和35年3月1日から平成8年10月8日までA社及び同社に係るグループ企業に継続して勤務していたが、当該期間のうち、昭和38年9月16日から39年1月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年9月16日にC社D工場からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月20日から同年7月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年3月20日に、同資格の喪失日に係る記録を同年7月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月2日から44年10月1日まで
② 昭和44年10月1日から48年4月1日まで

私は、昭和42年3月から44年9月までA社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社と一緒に入社した友人には記録がある。

また、昭和44年10月から48年3月末までB区にあったC社に勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録も無い。同社の所在地、社長及び同僚の名前を覚えている。それぞれの会社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日に入社し、同時期に退職したとする同僚のA社における被保険者期間が昭和42年3月20日から同年7月24日までの期間となっていることから、申立人は申立期間のうち、同年3月20日から同年7月24日までの期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記の同僚は、「申立人とは業務内容や勤務形態は同一であった。」旨を述べている上、申立人及び複数の同僚が述べる当時のA社の従

業員数とオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 3 月 20 日から同年 7 月 24 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 42 年 3 月 2 日から同年 3 月 20 日までの期間及び同年 7 月 24 日から 44 年 10 月 1 日までの期間については、上記の同僚は、「当該期間においても、自身及び申立人は A 社に勤務していた。」と述べているものの、当該同僚も当該期間においては同社においては被保険者となっていない上、ほかの同僚からは、申立人の当該期間における勤務実態をうかがえる供述を得ることができず、このほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 42 年 3 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、上記の申立人と同日に入社し、同一の業務に就いていたとする同僚の A 社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に確認することはできないが、申立期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 3 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間②について、申立人は、C 社の所在地、事業主及び同僚の名前を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C 社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C 社の元事業主に対して文書で照会したが、回答を得ることができず、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況や保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA会における申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年9月26日であると認められることから、船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年9月26日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和20年9月から21年1月までは100円、同年2月及び同年3月は250円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年9月26日から21年4月1日まで
船員保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、被保険者記録は昭和21年4月1日からであり、それ以前のA会に船員として所属していた申立期間の記録は無いとの回答だった。

申立期間については、B校を昭和20年9月25日に卒業した翌日にA会に採用され、5か月間自宅待機した後の21年2月23日に初乗船した。20年4月1日の船員保険法改正により、予備船員制度が創設されたことから、申立期間においても被保険者となるはずなので、A会の船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているC社(A会の後継事業所)が証明した履歴証明書及び船員手帳の「乗船履歴」により、申立人が申立期間において同会に勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の同会における資格取得日は昭和21年4月1日となっている。

一方、A会に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日欄に昭和24年11月1日、職務欄に20年9月26日と記載されており、オンライン記録における資格取得日と一致しない上、21年4月1日という日付の記載は無い。

また、当該被保険者名簿には、申立人と同様に資格取得日欄に昭和24年11月1日、職務欄に20年9月26日と記載されている被保険者が多数確認でき、このうち、B校の同期生7名のオンライン記録における船員保

険被保険者の資格取得日を調査したところ、20年6月26日が1名、同年9月26日が5名、21年4月1日が1名となっており、当該被保険者名簿の資格取得日とオンライン記録が一致していないことが確認できるが、このことについて、事務センターでは、原因は不明としている。

さらに、B校同期生7名のうち4名の同僚によると、「繰り上げ卒業後、乗船するまでの間は待機期間があり、当該期間中は月給90円が支払われていた。保険料の控除もあったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA会における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人の同会における船員保険被保険者の資格取得日は、申立人が同会に入社した昭和20年9月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年1月までは、申立人と同様にB校卒業後、A会に採用された同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から100円とし、同年2月及び同年3月は、申立人の所持する船員手帳の記録から250円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から33年4月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を32年5月1日に、同資格の喪失日に係る記録を33年4月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、32年5月から同年9月までは4,000円、同年10月から33年3月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月ごろから33年4月29日まで

私は、中学校を卒業後、A社に昭和31年3月ごろから34年4月28日まで勤務していた。同社には中学校の先生の紹介で、ほかの2名の同級生と一緒に入社した。

私と同級生のうち1名は住み込みだったので、D市の支店には、1週間交代で、自転車で荷物を運んで通っていた。E社に勤める前にA社で働いていたので、厚生年金保険に加入していないのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及びA社の事業主の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の中学校の同級生で、同時期にA社に入社し、同じ業務に従事していたとする同僚2名は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年5月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、申立人及び複数の同僚が証言した当時の従業員数とオンライン記録から確認できるA社の厚生年金保険被保険者数はおおむね一致してお

り、同社は当時、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

一方、A社は、昭和32年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日以前は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該期間に勤務していたとする複数の同僚に照会したものの、給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の供述がなかったことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち31年3月ごろから32年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和32年5月1日から33年4月29日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額の記録から、昭和32年5月から同年9月までは4,000円、同年10月から33年3月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたと考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年5月から33年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、E社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和46年6月から51年8月までA社B工場に勤務していたが、同社からC社に転籍となった48年6月30日から同年7月1日までの厚生年金保険の加入期間が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の証言及び適格退職年金の退職一時金支払通知書から、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、昭和48年7月1日にA社からC社に転籍した際、勤務場所や業務内容に変更は無く、給与額の増減も無く、厚生年金保険料は控除されていたはずであると証言している。

さらに、A社及びC社の社会保険事務を一括管理しているD社（C社の後継会社）の現在の監査役は、同社では上記の適格退職年金に加入している者はすべて正社員であるため、厚生年金保険料を控除していた可能性がある旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

48年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いため不明としているが、事業主が、申立人の資格喪失日を昭和48年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年6月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和31年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和31年7月1日付けで、A社から親会社のB社本社に転勤した。当時のA社の担当者が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を離職した同年6月30日の翌日の同年7月1日とすべきところを離職日で届出したため、被保険者期間が1か月空白となった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事台帳の記録及びC社の回答から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ企業に継続して勤務し（昭和31年7月1日にA社からB社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、申立期間については、昭和 46 年 3 月 2 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

全く身に覚えも無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、オンライン記録によれば、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 6 か月後の昭和 46 年 3 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 4 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金の請求を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給時期である昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月まで国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年3月から9年9月までは47万円、同年10月から10年7月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年3月から10年7月までのオンライン記録の標準報酬月額と、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に相違がある。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年3月から同年9月までの期間、同年12月から9年4月までの期間及び同年6月から10年7月までの期間について、申立人の保管する給与明細書により、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成8年10月、同年11月及び9年5月については、給与明細書は無いものの、いずれもその前後の期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額が47万円であることが確認できる上、賃金体系（本給、諸手当、時間外・休出手当等）に変化は見られないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張

する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われることから、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額か、申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、給与明細書及び前記の賃金体系から判断される保険料控除額から、平成8年3月から9年9月までは47万円、同年10月から10年7月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、平成8年3月から10年7月までの申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和36年10月4日から37年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月4日から37年4月1日まで
② 昭和38年1月12日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社とB社（現在は、C社）に勤務していたが、勤務した期間と比較して厚生年金保険の加入期間が短い。A社については、昭和37年3月31日まで勤務していたのに、後半の36年10月4日から37年4月1日までの6か月間の被保険者記録が無い。これは同社D工場から同社E店に異動した時期に当たる。B社については、勤務した始めの38年1月から同年11月までの11か月間の被保険者記録が無い。記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人は、A社において昭和36年10月4日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、同社E店の勤務状況及び同社を退社してからB社に勤務するまでの申立人の鮮明な記憶及びA社E店で一緒に勤務していた同僚の「申立人はA社E店ではF職の下働きであったが、同社D工場から転勤してきた正社員であった。」という証言から、申立人が、申立期間①において、同社E店に正社員として勤務していたことが認められる。

また、A社は申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が記載された

資料を保管していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚が、「自分は正社員であった。」としていることから、同社においては、正社員は厚生年金保険被保険者であったと考えられるところ、申立人は、申立期間①は同社D工場から同社E店に異動（転勤）し、それまで勤務していたG部門からF勤務に変わったとしているが、同社は、「異職種間の人事異動（転勤）は行われており、異動によって初めての職種に就いても雇用形態が変わることは無く、賃金についても基本給は変わらない。」、「異動（転勤）によって非正規社員が正規社員になることはあるが、その逆は無い。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の同僚に当該事業所の異動（転勤）について照会したところ、「異職種間の異動（転勤）はあった。」、「異動（転勤）によって初めての業務に就いたからといって見習社員の扱いや試用期間の扱いをすることは無い。正社員であった者は正社員のままだ。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社における昭和36年9月のオンライン記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、C社H支社発行の経歴証明書から、申立人が臨時雇用員としてB社I事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、B社が雇用する試用員、臨時雇用員に対する社会保険の事務処理については、事務処理規程により、昭和38年12月1日以降、B社の各事業所ごとに厚生年金保険の適用事業所となり、当該事業所において臨時雇用員として勤務し、勤務日数等の条件を満たしていた者については、厚生年金保険の被保険者となることができるようになったものである。

また、オンライン記録によると、B社I事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年12月1日であり、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、B社I事業所の新規適用日である昭和38年12月1日に資格を

取得した者は、申立人を含め 2,800 名近くいることが当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

加えて、上記の名簿から複数の被保険者を抽出し厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、新規適用日（昭和 38 年 12 月 1 日）より前に B 社 I 事業所において被保険者期間がある者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年12月12日の標準賞与額に係る記録を37万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月12日

私は、A社に勤務していた平成19年12月の賞与について、厚生年金保険料を控除されて支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録にはこの時の標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書から37万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月12日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成19年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月11日から同年11月1日まで

私は、平成4年4月1日から19年10月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年10月11日に資格を喪失となっていたため、同社に確認したところ、同年10月の厚生年金保険料は給与から控除したとの説明を受けたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出された平成19年10月分の給与明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書で保険料を控除していたことが確認できることから、控除した厚生年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、年金事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失日は平成19年10月11日と記

載されていることから、事業主は同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年10月31日から同年11月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月1日から49年3月10日まで
② 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和38年9月26日にA社に入社し、D店の店長を務めていた。会社は、47年12月にB社に変わり、さらに49年11月にC社に変わったものの、50年11月14日まで同じD店に勤務していた。厚生年金保険の記録によると、B社に勤務していた47年12月1日から49年3月10日までの期間及び同年10月31日から同年11月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者となっていないとのことだが、ずっと同じD店に勤務しており納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、E厚生年金基金の回答及び同僚の供述から、申立人がB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、E厚生年金基金は、「申立人は、B社において、昭和49年3月10日に加入員資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失している。また、申立期間当時は、社会保険事務所への届出書と当基金への届出書は、複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和49年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事

務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和49年9月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、当時の業務内容等について具体的に記憶している上、申立人と同じD店に勤務していたとする同僚が、申立人が当該期間も店長としてずっと勤務していたと証言していることから、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、F職及びG職など20名ほどがA社からB社に移ったとしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含め13名が47年12月1日に同社の被保険者資格を喪失しているが、同日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいない。

また、前記13名のうち5名は申立期間①に国民年金に加入している上、そのうちの1名は、国民年金に加入していることについて、「経営がB社に変わった時は、社会保険に加入できなかったため、国民年金に加入した。厚生年金保険料は給与から控除されていない。」と述べている。

さらに、B社の当時の事業主は、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について聴取できない。

加えて、E厚生年金基金は、「申立人が申立期間①において、B社の加入員の資格を取得した記録は無い。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和49年3月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間①において申立人の名前の記載は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和35年11月19日に、同資格の喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月19日から同年12月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社してから、60年12月に名称変更後のC社を退社するまで、同一の会社に継続して勤務し、厚生年金保険料をはじめ社会保険料が給与から控除されていたのに、35年11月の厚生年金保険の加入記録が欠落している。この時期は、A社D支店から同社B支店に転勤したころである。調査をして、欠落している同年11月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社の後継企業であるE社から提出された在籍証明書及び同社の社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社において継続して勤務し(同社D支店から同社B支店に異動、B支店から本店への組織改正に伴う社会保険適用上の異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、初めの異動日については、申立人は、「発令日から2週間以内に着任しなければならないので11月中旬に転居した。」としていることから、昭和35年11月19日の異動であったと推認できる上、後の異動日についてはオンライン記録から、A社B支店は、廃止に伴い同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、同日にA社(本社)として発足し、

適用事業所となったことに伴う異動であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年12月のオンライン記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成16年8月2日の標準賞与額に係る記録を92万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月2日

私は、A社に勤務している間の平成16年8月2日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録には記載されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成16年8月2日の賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与については、賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和43年4月から61年1月まで、A社に継続して勤務しており、途中で辞めたことは無い。

厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間の記録が欠落しているが、同一会社内の転勤であるので欠落が生じるはずがない。調査の上、欠落が無いように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、A社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和58年7月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告

知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年10月1日から4年11月26日まで

私は、社会保険事務所の職員から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていると聞いたが、当時、A社からそのような説明を受けたことは無い。

当時、私は技術担当取締役として、B業務に携わっていたが、厚生年金保険等の事務関係には一切関与していなかった。

申立期間の標準報酬月額を、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年12月30日）の後の5年3月8日付けで、さかのぼって41万円に引き下げられている上、このような訂正処理が申立人を除く5名（うち役員3名）について行われていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できるものの、当時の経理担当者は、「申立人は、取締役であったが、社会保険関係の手続には一切関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私はA社に勤務している。ねんきん特別便に記載されている標準報酬月額が、平成 17 年 2 月から同年 8 月までの期間低くなっている。給与明細書に記載されている厚生年金保険料額は変わらないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書から、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（24 万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月1日から47年8月1日まで
私は、昭和46年11月にA社に入社し、48年7月まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、46年11月1日から47年8月1日までの期間は被保険者となっていないとのことだが、両親が納付してくれていた国民年金の保険料が46年11月から49年3月までの期間について還付されている。これは46年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことによるものである。被保険者となっていないのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した経緯、事業所や当時住んでいた寮の場所及び申立期間当時の業務内容などを詳細かつ具体的に記憶していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の特殊台帳の記録から、昭和49年8月7日付けで、申立人が46年11月から49年3月までの国民年金保険料の還付を受けていることが確認できる。

さらに、国民年金保険料の還付について、事務センターでは、「国民年金保険料の還付に当たっては、還付理由の確認を行う必要があり、申立人が保険料の還付を受けたということは、社会保険事務所が、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを確認したことによるものと

考えられる。」と説明している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する昭和 46 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 47 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から平成 2 年 2 月まで

私は、20 歳を過ぎたときに、当時の勤務先の上司から社会保険料の納付義務について指導を受け、それ以降、実家近くの社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行った。当時は景気も良かったたので、給料も多い時は手取りで 30 万円を超えたときもあったことは憶えているが、納付した保険料額については憶えていない。社会保険事務所には年に何度か行って、まとめて保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳を過ぎたときに、当時の勤務先の上司から社会保険の加入は義務であるとの指導を受けたことから、社会保険事務所で国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ったと主張している。

しかし、申立人は、国民年金の加入手続時に発行される年金手帳や国民年金保険料の金額については憶えていないとしているなど記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人が厚生年金保険に加入していた記録は確認できるものの、申立期間当時の申立人の住所地を管轄する社会保険事務所及び区役所では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないこと、申立人が行ったとする国民年金の加入手続やこれに伴う市町村名簿への登載、及び国民年金保険料の納付が行われた形跡も見当たらないこと、並びに申立人の申立期間当時の勤務先の先輩からの聴取において、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる証言も得られなかったことを考え合わせると、申立期間について、申立人は、国民年金に加入

しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年1月までの期間及び7年3月から12年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年1月まで
② 平成7年3月から12年5月まで

私は、平成14年6月に離婚した後に、国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料は、2年前までさかのぼって納付できると聞いたので、12年6月の保険料から納付を始めた。15年3月に再婚した後に、妻が、12年6月よりも前の期間の保険料も納付できるのならば納付した方が良いと言うので、社会保険事務所（当時）に電話したところ、担当者から、「納付していただけるのであれば、今からでも十分できる。未納期間分の納付書を郵送する。」と言われ、納付書を郵送してもらった。12年6月から15年3月までの保険料を納付し終えた後に、私又は妻が、申立期間①及び②のうちの2、3か月分の保険料及び納付する月の現年度分の保険料を金融機関で納付してきたが、申立期間の保険料の納付がなかなか終わらないので、最後は、妻が、まとめて納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人又はその妻が、申立期間①及び②の国民年金保険料及びその保険料を納付する月の現年度分の保険料を一緒に納付してきたと主張しているところ、平成15年4月以降の保険料は、現年度納付されていることが、オンライン記録により確認でき、仮に申立期間①及び②の保険料と一緒に納付されていたとすれば、その保険料だけが長期間にわたり記録漏れとなることは考えにくい。

また、申立人は、申立人又はその妻が、申立期間①及び②の国民年金保険

料を納付してきたが、納付がなかなか終わらないので、最後は、その妻が、まとめて納付したと主張しているところ、平成 14 年 12 月から 15 年 2 月までの期間及び同年 4 月から 16 年 3 月までの期間の合計 15 か月の保険料が、16 年 2 月にまとめて納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、その妻がまとめて納付したのは、当該期間の保険料であると考えるのが自然である。

さらに、申立人の妻は、平成 15 年 3 月に結婚して 1 年ぐらい経ってから申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を始めたと述べているが、その当時は、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、金融機関や行政機関において、事務処理に不手際があったとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から11年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から11年1月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料の催告状が何度も市役所から送られてきたので、父親が、私の保険料を納付するようになり、私が厚生年金保険に加入するまで保険料を納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料についても、父親が納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父親は、申立人の保険料の納付を開始した時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年2月から同年11月まで

私は、平成13年ごろ、市役所の職員に勧められたので、国民年金に加入した。

申立期間の国民年金保険料については、納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで何回かに分けて納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により金融機関又はコンビニエンスストアで何回かに分けて納付したと主張しているが、申立期間の保険料の納付時期、納付回数及び納付金額について、申立人から具体的な回答を得ることができないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 62 年 3 月まで

私が 20 歳に到達した昭和 60 年*月ごろ、私の母親が町役場で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が集金人に毎月納付していたと聞いているにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳に到達した昭和 60 年*月ごろ、その母親が町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、母親は当時の記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が現在所持している年金手帳には国民年金の加入手続を行った記載は認められない上、申立人及びその母親は、ほかの年金手帳を見た記憶は無く、申立期間当時、申立人が居住していた町の被保険者名簿が、その両親及び妹の分は現存しているにもかかわらず、申立人の分については確認できないことから、当時、申立人の国民年金の加入手続は行われなかったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月から同年 12 月まで

私は、結婚後に夫の被扶養配偶者となり、平成 15 年 12 月ごろ、区役所で第 3 号被保険者への切替手続を行った際に、結婚前に勤めていた会社を辞めたことに伴う厚生年金保険から国民年金への切替えが済んでいないことが分かったので、併せてこの手続も行った。

国民年金保険料については、過去にさかのぼって支払える限り払おうと思ひ、私がまとめて納付した。納付した保険料の金額は 10 数万円ぐらいだったと思う。平成 16 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、後に還付を受けた。申立期間が未加入であり、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 12 月ごろ、区役所で第 3 号被保険者への種別変更手続を行った際、会社を辞めたことによる第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行っていなかったことが判明し、当該種別変更手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、申立人が、申立期間の国民年金保険料として納付したとする金額は、申立人が提出した「平成 15 年国民健康保険料通知書（写し）」に記載された金額と一致し、国民健康保険料の納付と誤認していることが推認できる上、申立人が、第 3 号被保険者への種別変更手続を行った時期についても、オンライン記録から、平成 16 年 2 月から同年 3 月までの間と推定でき、申立人はさかのぼって同年 1 月 1 日付けで第 3 号被保険者とされていることが確認できることから、15 年 12 月ごろに申立期間の保険料を納付し

たとする申立人の主張は不合理である。

ちなみに、申立人は、申立期間後引き続き納付していた平成16年1月から同年3月までの国民年金保険料については、後に還付を受けたとも述べているが、前述したように、申立人は、同年1月1日にさかのぼって第3号被保険者となり、その夫の健康保険の被扶養者と認定されており、これに伴い、国民健康保険の被保険者資格を喪失し、納付済みであった同年1月から同年3月までの国民健康保険料の還付を受けたものと考えられる。

また、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降においては、社会保険事務所（当時）が発行する納付書の作成・発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、申立人が申立期間において国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していないこと、16年1月から同年3月の保険料が還付された形跡がないことについて、誤りがあったとは考え難い。

さらに、オンライン記録では、申立人には、申立期間以外にも国民年金への未加入期間が散見され、その都度、加入手続を促す通知が発出されていることが認められることを考え合わせると、申立人は、申立期間について、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から8年7月までの期間及び9年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から8年7月まで
② 平成9年9月

私は、最初に勤めた会社を退職した後、平成6年4月か5月ごろに、母親に勧められたため、区役所で国民年金の加入手続きを行い、いつかは憶えていないが、申立期間①の国民年金保険料を、区役所の窓口で、まとめて納付したにもかかわらず未加入とされていることに納得できない。

その後、次に勤めた会社を退職したとき、私は、国民年金の加入手続きを行っておらず、申立期間②の国民年金保険料を納付していないことは憶えているが、保険料が納付されている可能性もあるかもしれないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月か5月ごろに、国民年金の加入手続きを行い、いつかは憶えていないが、申立期間①の国民年金保険料を、区役所の窓口でまとめて納付したと述べているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間②についても、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていないと述べており、国民年金の加入を勧めたとするその母親からも証言が得られず、申立期間①及び②の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人には、厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人がこれまで所持する2冊の年金手帳には、国民年金に関する記載が無いことから、申立期間①及び②は、国民年金の加入の届出がなされておらず、未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付すること

ができない期間である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料をまとめて納付したとする金額は、実際に納付した場合の金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで
私が妊娠中であった昭和60年10月ごろに、夫が、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年10月ごろに、その夫が、区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその夫は、国民年金の加入手続を行った後に年金手帳を受け取った記憶は無いと述べるなど、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和61年4月とされていることが確認でき、オンライン記録でも同年同月に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月及び同年2月

私は、平成14年9月ごろに、夫が勤務していた会社が倒産したため国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行った。その後、職場に隣接していた金融機関の出張所において、自宅に送られてきた納付書により、国民年金保険料を毎月納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年9月ごろに、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その後、職場に隣接していた金融機関の出張所において、自宅に送られてきた納付書により、国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、同年同月から申立期間直前の同年12月までの保険料は、15年2月にまとめて納付されていること、及び申立期間直後の同年3月の保険料は、16年8月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間の保険料の納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年4月まで

私の国民年金については、詳細は記憶していないものの、平成11年1月に会社を退職した後、私の母親が加入手続を行ったものと思われる。国民年金保険料については、私が同年5月に再就職して厚生年金保険の被保険者となるまでの期間の分を、母親がまとめて納付したと思う。納付した金額は、10万円以上であり、強く記憶に残っているにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年1月に会社を退職した後、その母親が国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親も、申立人によれば、当時の記憶が定かではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料として、10万円以上をまとめて納付した。」としているが、その金額は申立期間について実際に納付した場合の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年1月まで

私は、大学を卒業した昭和60年4月ごろ、母親に勧められ、区役所で国民年金への加入手続を行った。国民年金保険料については、送付されてきた納付書を用い、自宅近くの郵便局又は銀行で納付したはずである。現に未納の通知を平成5年3月に受けており、この際に未納とされた3年2月の保険料を納付書により納付したので、保険料の未納は無いはずである。きちんと保険料の納付を行っていたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した昭和60年4月ごろに、母親に勧められて国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が平成4年12月に払い出され、国民年金の加入手続時期もその前後と推認されること、及び申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないことを考え合わせると、申立内容は不自然である。

また、申立人は、平成5年3月に国民年金保険料の納付勧奨通知により納付を求められたのは3年2月の保険料であるから、同年1月以前の保険料に未納は無いと主張している。しかしながら、申立人が提出した平成5年3月8日作成の「国民年金集合徴収（年金相談）案内状」の写しには、2年4月から3年1月までの期間の保険料については、「時効消滅又は第3号未納」と記載されており、申立人は、当該期間について、厚生年金保険等の被用者年金被保険者の妻ではなかったことが確認できることから、5年3月時点では、既に時効により保険料納付義務が消滅していたと考えられる。

さらに、前述のとおり、申立人が国民年金の加入手続を行った時期が平成4年12月前後であることを考え合わせると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私は、結婚準備のため昭和52年1月に会社を退職後、国民健康保険の手続を行ったが、国民年金の加入手続を行わなかったことを憶えている。結婚に伴い同年4月に転居した後、母親から「国民年金の納付書が届いたので、納付しておいた。」と言われたので、国民年金の加入手続も同年同月か同年5月ごろに行ってくれたと思う。申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚に伴い昭和52年4月に転居した後、母親から「国民年金の納付書が届いたので、納付しておいた。」と言われたので、国民年金の加入手続も同年同月か同年5月ごろに行ってくれたと思うと述べている。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母親は、既に亡くなっており、申立人もその母親から詳しいことを聞いた記憶も無いことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和52年4月以降、結婚に伴い別の市へ転出しており、申立人の母親が実家の所在する市で、申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年6月に払い出されているもののみであり、申立人の実家が所在する市で、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4373

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年3月まで

私は、成人時には大学生のため国民年金への加入は、任意であったが、母親が私の国民年金の任意加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料についても、母親が市役所で納付書に現金を添えて母娘二人分の保険料を一緒に納付していたのに、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月ごろに、母親が申立人の国民年金の任意加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人が所持している年金手帳から、昭和46年*月*日付けで被保険者資格を取得していることが確認でき、その資格は任意加入ではなく、強制加入とされている。強制加入の場合には、国民年金の被保険者資格取得年月日は、実際の加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼることとされているため、当該資格取得日をもって、国民年金の加入手続日や保険料の納付が始まった時期を特定するものではない。

また、申立人の所持する年金手帳は、昭和49年11月以降に発行された様式であり、申立人及びその母親も別の様式の国民年金手帳の交付を受けた憶えが無いとしていることに加え、申立期間について同一の市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないことから、申立人は46年*月ごろに国民年金に任意加入したとは考え難い。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金

手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 51 年 3 月 25 日以降と推認される。これに対して、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、同年 7 月に申立人の結婚が控えており、このような時期に加入手続をすることは無いとしているが、加入手続後にさかのぼって国民年金保険料を納付したとする主張が無いことに加え、納付方法について、申立人の母親が市役所で母娘二人分の保険料を納付したと述べていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付していたとの心証を得るには至らず、申立人の母親が申立人の分と一緒に母娘二人分の保険料の納付を始めたのは、昭和 51 年度以降と考えるのが合理的である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4374

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

大学生は、国民年金へ強制加入となったため、平成3年4月ごろ、私の両親のどちらかが私の国民年金の加入手続を役場で行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が役場か郵便局で納付したと聞いたことがあるが、平成8年に死亡しているため、どのように納付したかについては分からない。私の母親は、国が決めたことだからと、母親の障害年金から私の保険料を納付していたと聞いたことがある。国からの強制なので、納付していなかったとは考えられず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月から制度改正により20歳以上の学生が国民年金に強制加入とされたことから、申立人の両親のどちらかが当時大学生であった申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、申立人の母親が納付していたと述べている。

しかし、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は、「申立人の国民年金の加入手続は母親が行ったと思う。」と述べているなど記憶が曖昧であり、申立人の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間について、申立人の住所地における国民年金手帳記号番号の払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人の手帳記号番号は見当たらず、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することがで

きない期間であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの期間及び同年12月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年12月から11年3月まで
② 平成11年12月から12年3月まで

私が20歳になった平成10年*月ごろ、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、その後、私が就職するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、母親が保険料を納付してくれていたはずなのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付していたとするその母親は、加入手続及び保険料を納付した時期や場所をはつきり憶えていないなど、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①及び②は、平成9年の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、同期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの期間及び43年1月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年12月まで
② 昭和43年1月から44年3月まで

私は、夫の国民年金保険料の集金人から勧められて国民年金に加入したが、時期については思い出せない。その際、このまま保険料を納付し続けても、将来、国民年金を受給するには、期間が不足すると言われたので、保険料をさかのぼって納付した。さかのぼって納付した額についての記憶は無いが、国民年金の被保険者資格の取得日が昭和36年4月1日とされていることから、同年同月までさかのぼって納付をしていると思う。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期や金額を思い出せないが、夫の国民年金保険料の集金人からの勧めにより、国民年金に加入し、その際、受給資格期間が足りないため、さかのぼって保険料を納付したとしている。申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳に記載された発行日、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和47年3月と推認でき、確かに、申立人は、同年同月ごろに国民年金の加入手続を行い、44年4月から47年3月までの保険料を第1回特例納付及び過年度納付により、納付していることが確認できる。

しかしながら、昭和10年生まれの申立人の場合、加入の際、受給資格期間が足りないため、さかのぼって国民年金保険料を納付したとする申立人の説明を踏まえると、国民年金の被保険者資格を取得した36年4月からの納付ではなく、加入手続を行った47年3月の時点で、未納となっていた保険料

について、特例納付及び過年度納付をしなければ、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮し、44年4月までさかのぼって特例納付等を行ったと考えるのが自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのは、夫の国民年金保険料の集金人からの勧めによるもの以外には記憶が無いとしていることに加え、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの期間及び43年1月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年12月まで
② 昭和43年1月から47年2月まで

私は、昭和37年4月ごろ、仕事の仲間に勧められて、国民年金の加入手続を行った。資格取得日が昭和36年4月1日とされているので、同年同月から国民年金保険料を納付していると思う。保険料を納付した後、年金手帳のようなものに四角いシールのようなものを貼っていた記憶がある。

昭和43年1月に転居した後、私のところに来ていた国民年金の集金人に勧められて妻も国民年金に加入した。この際に、妻は、このまま将来、国民年金保険料を納付しても、国民年金を受給できないと言われ、年金がもらえるようにさかのぼって保険料を納付した。私の妻が国民年金に加入後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、44年4月から47年2月までは妻のみが納付済みとされている。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月ごろ、国民年金の加入手続を行い、資格取得日が36年4月1日とされていることから、同年同月から国民年金保険料を納付しており、保険料を納付した都度、年金手帳と思われるものに四角いシールのようなものを貼っていた記憶があると主張している。

しかし、申立人が国民年金の加入手続は、申立人が1冊しか所持していないとしている国民年金手帳に記載された発行日、及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、昭和47年3月に申立人の妻と同時に行われたと推認され、申立内容と一致しない上、申立期間

①当時、申立人が居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出された形跡は認められない。

また、申立人は、国民年金の被保険者資格取得日が昭和 36 年 4 月 1 日とされていることから、同年同月から国民年金保険料を納付をしたと主張しているが、その日付は、実際の加入手続日とは関係なく、強制加入期間の初日までさかのぼることから、実際に加入手続を行った時期や保険料の納付が始まった時期を特定するものではない。

さらに、申立人は、第 2 回特例納付により、昭和 47 年 3 月の国民年金保険料を納付していることが確認できるが、12 年生まれの申立人は、47 年 3 月の加入時点で、同年同月の保険料を納付しなければ、60 歳到達時まで保険料を納付し続けたとしても、年金の受給資格期間を満たすことができなかつたため、受給資格期間を満たすために必要な 47 年 3 月の保険料のみを特例納付をしたと考えるのが自然である。

一方、申立人の妻は、申立人とともに昭和 47 年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行った後、自分の 44 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料のみについて、第 1 回特例納付及び過年度納付により、納付していることが確認できるが、昭和 10 年生まれの申立人の妻は、加入手続時点で未納となっていた保険料のうち、44 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料について特例納付及び過年度納付を行い、60 歳到達時まで保険料を納付し続けることで年金の受給資格期間を満たすことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮し、44 年 4 月までさかのぼって特例納付等を行ったと考えるのが自然である。

以上のとおり、申立人及び申立人の妻は、昭和 47 年 3 月以前の期間にあつては、それぞれの老齢年金の受給資格を満たすのに必要な月数の国民年金保険料について、別々の時期にそれぞれ納付していたと考えられることから、申立人の妻が申立期間②のうち 44 年 4 月から 47 年 2 月までの保険料を納付していることをもって、申立人が当該期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から12年3月まで

私は、20歳になった当時は予備校生であったが、私の母親が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除の申請の手続きを行ってくれたはずであり、その後、大学に進学してからも、毎年母親が免除の申請の手続きを行っていたと思う。ねんきん特別便が届いたときに、私の年金記録について母親に確認したところ、私の姉や妹と同じように国民年金の手続きを行っていたと聞いていたので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、その母親が申立人の姉や妹と同じように国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除の申請を行っていたと主張しているが、その姉と妹のオンライン記録によると、保険料を免除されている期間はあるものの、未納又は納付済みとなっている期間も複数点在していることから、申立内容と一致しない。

また、申請免除については、毎年手続きを行う必要があり、複数回にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

さらに、国民年金保険料の免除の申請を行うに当たり、国民年金の加入手続きを行い国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人に申立期間を通じて手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を受けていたことを示す関連資料（受付控え、メモ等）が無く、ほかに申立期間の保険料の免除を受けていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 56 年 6 月まで

私は、昭和 54 年 6 月に職場を退職し、56 年 7 月に次の職場に就職した。この間、父親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間当時申立人が居住していた区において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録においても、申立人が申立期間当時国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月まで

私は、昭和 63 年 4 月に就職した際に、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。その後、銀行又は郵便局で、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月に就職した際に、区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、銀行又は郵便局で、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、国民年金の加入手続を行った際に、年金手帳をもらった記憶が無く、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額について憶^{おぼ}えていないとしていることから、申立期間当時の国民年金加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳では、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成 13 年 5 月とされている上、申立期間当時申立人が居住していた区において、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から3年3月まで

私の父親は、私が20歳になった平成元年*月に私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当時、私は短大生であったことから、両親が納付しており、母親から、「あなたの国民年金保険料は、私が納付しているから、就職したら返しなさい。」と言われた記憶がある。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年*月にその父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、その母親から申立期間の国民年金保険料を納付していることを聞いたと主張しているが、母親は、「保険料を納付した^{おぼ}憶えは無い。」と述べていることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の番号が払い出された20歳の被保険者の資格取得日から平成7年5月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで
私が20歳になった昭和63年*月に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和63年*月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時発行された年金手帳は、現在所持している年金手帳であると述べているが、同手帳は平成9年以降に交付された手帳であり、申立内容と一致しない上、同手帳に記載された年金番号は、共済組合員に対して、平成9年1月1日に払い出された基礎年金番号であり、申立期間の国民年金保険料を納付するために必要となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から5年3月まで

私の母親は、区役所からの案内により、私が21歳になる平成3年*月ごろに区役所で私の国民年金への加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料についても、私の母親が金融機関で、毎月9,000円ぐらいを納付書で納付していたか、あるいは1年分をまとめて前納していたと聞いている。

申立期間当時の年金手帳や保険料の領収書については、紛失してしまった。

申立期間が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間当時、申立人については、国民年金への加入が任意であると思っていたことから、申立人が21歳となった平成3年*月ごろに国民年金の加入手続を行い、当該月以降の国民年金保険料を納付していたとしている。

しかしながら、20歳以上の大学生について、国民年金への加入が任意とされていたのは、平成3年3月までの取扱いであり、制度改正によって同年4月以降においては、大学在学中であっても20歳以上の者については、国民年金への加入が強制とされたことにより、仮に申立人が主張するように同年*月に加入した場合でも、強制加入となるため、同年4月にさかのぼって被保険者資格を取得し、同年同月から国民年金保険料を納付することになるが、そのような主張もないことから、申立内容は不自然である。

また、申立人に対しては、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことを考え合わせると、申立期間について国民年金に未加入であり、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難いことから、保険

料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行っていなかったが、平成6年12月ごろに、国民年金保険料の納付書が、青い封筒で送られてきた。7年5月ごろに、当時勤務していた会社において、保険料の未納防止の呼び掛けがあったため、昼休みを利用して、社会保険事務所（当時）へ行き、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を以前送られてきた納付書により納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行っていなかったが、平成6年12月ごろに、国民年金保険料の納付書が、青い封筒で送られ、7年5月ごろに、当時勤務していた会社において、保険料の未納防止の呼び掛けがあったため、社会保険事務所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続より前に納付書が送付されていたとは考え難い上、その当時、国民年金の加入手続を社会保険事務所で行うことはなかったことから、申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成7年5月当時居住していた市において、申立人の国民年金手帳記号番号が、払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも申立人の手帳記号番号は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年1月までの期間、3年4月から4年6月までの期間及び同年10月から5年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から2年1月まで
② 平成3年4月から4年6月まで
③ 平成4年10月から5年11月まで

私が平成元年6月に会社を退職した際、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。また、結婚してからは、私の元妻が、自身の分と合わせて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①において、その母親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し、申立期間②及び③においては、その元妻が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親及びその元妻は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、当時の状況が不明である。

また、申立人については、現在基礎年金番号となっている厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が所持する年金手帳には申立期間の国民年金に関する記録の記載が無いことから、当該期間は、国民年金の加入の届出が行われておらず、未加入期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間③において、申立人とその元妻は、申立人の国民年金の

加入手続と元妻の国民年金第1号被保険者への種別変更手続を、国民健康保険への加入手続も含めて一緒に行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録によると、元妻の同期間に係る第3号被保険者の非該当処理は平成6年3月に行われており、申立期間③当時は記録上、被保険者種別が第3号被保険者の状態であり、第1号被保険者として保険料を納付することはできなかったため、一緒に行ったとする申立内容に不自然さがある。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年10月までの期間及び同年12月から54年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年10月まで
② 昭和50年12月から54年5月まで

私は、20歳になった昭和47年*月ごろ、両親から、「国民年金に加入する。」と言われ、その後、「国民年金の切替えをしないといけない。」と母親から聞いたことを記憶していることから、両親が私と兄の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②が未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、学生であった昭和47年*月ごろに、その両親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続等に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその父親は既に他界しており、母親は高齢のため証言をすることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の長兄及び次兄の国民年金も両親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その長兄及び次兄についても、20歳になったときは未加入又は未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月ごろに払い出されていることが確認でき、同年6月に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、大学を卒業する昭和 61 年 3 月ごろ、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。国民年金保険料については、母親が 2 年分をまとめてさかのぼって納付してくれており、保険料額は分からないが、「すごい金額になった。」と話していたことを記憶している。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付により納付していることが確認できるものの、申立期間当時は大学生であったため国民年金の任意の未加入期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年3月まで

私は、国民年金の加入手続について、いつ、どこで、誰が行ったのかは憶えていない。国民年金保険料については、私が20歳になったときから私の祖母が集金人に納付していたはずである。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を、いつ、どこで、誰が行ったのかは憶えておらず、申立人の国民年金保険料を集金人に納付したとするその祖母から証言を得ることができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自分が20歳になった昭和60年*月から祖母が集金人に国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、平成元年5月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されている上、国民年金の資格取得日も元年4月1日と記載されており、申立人はほかに年金手帳を所持した記憶は無いとしていることから、申立人の保険料は元年4月から納付が可能であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の前後を通じて同一地域に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4389

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 54 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 47 年*月ごろ、当時私は大学生であったが、母親から「あなたの国民年金を 20 歳から支払っておくね。」と言われ、母親が国民年金の加入手続を行ってくれた。

その後、私の国民年金保険料を、母親が亡くなるまで納付してくれていた。

私は、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたにもかかわらず、申立期間が未納となっていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親は、既に他界している上、申立期間当時同居していたその妹からも、その母親が、申立人の加入手続及び保険料を納付していたという証言は得られず、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

また、申立人は、その母親が昭和 47 年*月ごろ国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は 54 年 10 月ごろと推認でき、申立内容と合致しない上、申立人は申立期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 53 年 1 月まで

大学を卒業後、A（職種）になった私の将来を心配して、私の母親が私を国民年金に加入させ、国民年金保険料も納付していたと思う。申立期間の保険料を主に納付したのは母親だが、私も時々は母親に代わって納付したことがある。近所の集会場に市の職員が集金に来ていたこと、保険料は納付書を使わず現金を職員に渡すだけであったこと、台帳のようなものに職員が記録を取っていたことなどを憶^{おぼ}えている。自分自身で保険料を納付する機会は多くなかったが、その際納付していた金額は 1,000 円から 1,200 円程度であった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後、A（職種）として就職した自分の将来を心配したその母親が、昭和 50 年 4 月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付していたと思うと述べている。

しかしながら、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界していることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明であるほか、申立人の主張どおり申立期間当時に申立人が国民年金に加入していたとすれば、年金手帳が交付されていたはずであるが、申立人が申立期間当時居住していた市で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

また、申立人は、結婚後居住することとなった市において、昭和 54 年 6 月に国民年金に任意加入した際に交付されたとする年金手帳を所持しているが、その手帳の記号は同市を管轄する社会保険事務所（当時）が使用する記号で

あり、申立人自身もその手帳が初めて交付された手帳であり、国民年金に加入すると手帳が交付されることもその時に初めて知ったと述べている。仮に、申立人が主張するように申立期間当時において、既に国民年金に加入する手続を行っていた場合、同年同月の任意加入時における国民年金の加入は再加入となり、任意加入した市において申立期間当時の年金手帳の所在について聞き取り等が行われたはずであるが、申立人にその記憶が無いことを考えると、申立人は同年同月に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の所持する年金手帳に記載された申立期間に係る被保険者資格の記録は、この任意加入の時点において、強制加入被保険者であった期間として把握されたことにより記載されたと考えられ、同手帳に申立期間に係る被保険者資格が記載されていることをもって、申立期間当時において、現に申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を賦課されていたと認めることは難しい上、申立人には、任意加入後、申立期間の保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から 53 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 53 年 7 月まで

私の母親は、私が 20 歳になったときに、自宅に来た区役所の職員に依頼して私の国民年金の加入手続を行った。しばらくしてから薄茶色の国民年金手帳が自宅に送られてきたと私は母親から聞いている。申立期間の国民年金保険料については、私が結婚するまでの間、母親が家族 4 人分の保険料をまとめて婦人会の集金人に納付していた。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が 20 歳になった昭和 47 年*月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親からも具体的な証言が得られないことから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自分が 20 歳になった昭和 47 年*月ごろ、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 54 年 4 月に払い出されており、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の長兄及び次兄の国民年金手帳記号番号は、申立人と同じ昭和 54

年4月に払い出されていることが確認でき、申立期間も同様に未加入期間である上、保険料の納付開始時期も53年8月からと一致していることから、申立人の保険料の納付もこの時期から開始されたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）がなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年9月まで

私の母親は、私が就職した平成3年4月に、市の行政センターで私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が加入手続の際、さかのぼって納付することが可能な保険料約20万円を納付し、その後の保険料についても母親が納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていること、及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年4月から3年3月までの期間について、申立人は、同年4月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行った際、その時点でさかのぼって納付することが可能な当該期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることから、申立人の主張と一致しない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、国民年金の加入手続をした後、一度だけ保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市の国民年金手帳交付簿によると、申立人は平成6年8月ごろに国民年金に加入していることが確認できること、及びオンライン記録によると、同年11月にその時点でさかのぼって納付することが可能な4年10月から6年3月までの保険料を納付していることが確認できる上、その納付済みとなっている保険料額は、申立人が元年4月から3年3月までの期間の保険料をさかのぼ

ってまとめて納付したと主張する金額とおおむね一致していることから、申立人の主張は、その母親が6年11月ごろにおける保険料の納付について記憶していることによるものと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、自身の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立期間の保険料の納付について、20万円ぐらいを一度だけまとめて納付したこと以外には記憶が無いとしていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年5月までの期間、10年4月から同年5月までの期間、12年12月から13年9月までの期間及び16年10月から17年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年5月まで
② 平成10年4月から同年5月まで
③ 平成12年12月から13年9月まで
④ 平成16年10月から17年1月まで

私が学生のころに、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いている。学生時代の申立期間①及び②は、母親が国民年金保険料を納付していたが、私が就職した後の申立期間③及び④については、自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付した気がする。申立期間が未加入又は未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、申立人の学生時代にその母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその母親は、加入手続を行った時期及び保険料額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の記憶が曖昧であり、国民年金保険料についても、納付を行った時期、納付場所及び保険料額の記憶が無く、保険料の納付状況が不明である上、申立期間は未加入期間で、申立人の所持している年金手帳にも切替手続を行った形跡がないことから、申立期間は保険料を納付することができない期間で

ある。

さらに、申立人の国民年金加入手続日は、申立人の基礎年金番号の付番時期と最初の過年度納付日から、9年1月から同年4月と推認でき、申立期間①については、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたとは考え難く、申立期間②及び③については、平成9年以降に基礎年金番号を取得していることが確認できることから、基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われなかったとは考え難い。

加えて、申立期間④について、申立人は、国民年金保険料の納付を行った時期、納付場所及び保険料額の記憶が無く、保険料の納付状況が不明である上、平成14年4月に保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考え難い。

その上、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 3 月 1 日にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 4 月 1 日となっている。

高校の卒業式が昭和 32 年 3 月 10 日だったが、私はその前から勤務していた。同年 3 月 6 日に誓約書を提出し、同年 3 月 10 日に辞令を受け取っている。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の契約書、辞令及び複数の同僚の証言から、申立人が、昭和 32 年 3 月からA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚が、申立人と同期入社だったとして挙げた同僚についても、オンライン記録において、申立人と同日の昭和 32 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時の複数の同僚は、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」としており、これら同僚の年金記録を調査したところ、その記憶する入社日から2か月から3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の複数の同僚から、厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月ごろから29年3月1日まで
② 昭和30年8月1日から31年2月6日まで
③ 昭和34年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和27年から平成4年まで、各工事現場を異動することはあったが、A社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、A社B出張所及び同社C工場に勤務していた期間の記録の一部が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B出張所に採用された経緯等を詳細に記憶していることから、期間は特定できないものの、同社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、同日より前は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和29年3月1日に資格を取得している者が145名いることから、当時、A社B出張所は、一定期間に採用した者を同日にまとめて加入させていたことがわかる。

申立期間②について、申立人は、「当時、自分だけでなく複数の者が、A社B出張所から同社D出張所に移った。異動しただけなので、欠落が生じるはずはない。」と主張している。

しかしながら、A社B出張所及び同社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社B出張所で資格を喪失した後、同社D出張所で資格を取得している被保険者の記録を調査したところ、複数の者に4か月から56か月の空白期間があることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「当時、自分だけでなく複数の者が、A社D出張所から同社C工場に移った。異動しただけなので、欠落が生じるはずはない。」と主張している。

しかしながら、A社D出張所及び同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社D出張所で資格を喪失した後、同社C工場^で資格を取得している被保険者の記録を調査したところ、複数の者に1か月から6か月の空白期間があることが確認できる。

また、申立期間①から③までについて、A社は、「社員名簿によると、申立人が正社員となったのは昭和38年5月1日であり、それ以前は、現場^で雇用であったものと思われる。これら申立期間当時は、各支店や工事現場ごとに厚生年金保険の適用事業所となっており、現場^で雇用を厚生年金保険に加入させるかどうかについては、工事の予算や進捗^{ちよく}状況に応じて、現場所長の権限によって決められていた。」と回答しており、現場^で雇用については、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は、必ずしも一致していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から 51 年 5 月 20 日まで
私は、昭和 49 年 1 月 1 日から 51 年 5 月 20 日までA社のB職として勤務していた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、当時の同僚として挙げた2名について、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の複数の同僚に照会したものの、申立人が勤務していた期間について具体的な証言は得られず、そのうち1名は、「申立人は、正社員とは勤務形態が異なっていたように思う。会社から依頼があったときだけ出勤していたと記憶している。」と供述している。

また、A社は、「当社には、正社員のほかに、短期雇用のアルバイトや業務委託契約者もいた。B職の多くはフリーのB職であった。正社員以外は、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 54 年 8 月まで
③ 昭和 59 年 9 月から 62 年 9 月まで

申立期間①は、証明できるものが何もないがA社B工場に勤務していた。

申立期間②は、C社D工場に勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間③は、E社発行の身分証明書があるので同社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

申立期間①から③までは、すべてパートタイマーとして勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者であった者に対する調査によっても、申立人が同社B工場に勤務していたとの証言を得られないことから、申立人の当該期間における同社での勤務実態が確認できない。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除について明確な記憶が無い上、A社は、「申立期間①当時の資料を保管していないため、不明である。」と回答していることから、保険料控除について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人の詳細な供述から、期間は特定できないが、申立人がC社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、C社ではパートタイマーとして勤務していたと供述しているところ、同社が加入するF厚生年金基金は、「C社がパートタイマーを厚生年金保険の加入対象者としたのは、平成2年1月16日以降であった。申立期間②当時は、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、C社は、「申立期間②当時の資料を保管していないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、C社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人はE社の社員証（昭和54年9月17日発行）を所持していることから、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、E社では、パートタイマーとして勤務したと供述しているところ、当時の人事担当者は、「パートタイマーは、厚生年金保険の加入対象者ではなかった。」と証言している。

また、E社の申立期間③当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、E社の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月20日から26年7月1日まで

私は、A社で事務員として、昭和24年7月から26年8月まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年7月1日に被保険者資格を取得し、同年8月20日に資格を喪失していることになっている。

1か月程度しか働いていなかったということはないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「自分と同時期に入社した人はいなかった。」としている上、申立人が挙げた同じ職種の同僚については、「自分よりも1年ぐらい後に入社してきた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した昭和26年7月1日と同日に、当該同僚を含め、22名が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社の事業主は、当時、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除を確認できる当時の給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで

私は、昭和 32 年 2 月 25 日に A 社を退職した後、B 社（現在は、C 社）の採用試験を受け、その結果が分かるまでの間、同年 4 月ごろから同年 6 月ごろまで D にある E 社に勤務していた。同社は、F 社に納める I 商品を製作していた会社で、従業員は 20 人ぐらいいた。私は G 職をしていた。

E 社を退職する昭和 32 年 6 月ごろ、事務員から給与をもらった際に、保険料を控除していなかったと言われ、現金で保険料の支払をしたことを覚えている。

申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、D にあった E 社に勤務していたと主張しており、当時の業務内容等について詳細に供述している。

しかしながら、D において、E 社の商業登記簿謄本は見当たらない上、H 商工会議所に照会したものの、同社に係る記録は見付からなかった。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、勤務の状況等について証言を得ることができないことから、申立てに係る E 社を特定することができない。

さらに、オンライン記録によると、D 及びその近辺においても、E 社という適用事業所は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び現金で厚生年金保険料を事業主が受領したことを確認できる領収書等の資料を所持してい

ない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 13 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 5 月 13 日に A 社に臨時^{よう}傭員として入社したが、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年 11 月 1 日となっている。その後、36 年 3 月 1 日に^{よう}試傭社員となり、同年 9 月 1 日に正社員となったが、入社当時から業務内容等の労働条件は同一であったので、申立期間が被保険者期間となっていないのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社員カード及び複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社及び複数の同僚は、「申立期間当時、A 社では 6 か月から 1 年程度の試用期間があった。」と供述している上、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた同僚も、「当時は試用期間があったので、私は入社 6 か月後に厚生年金保険に加入した。」と述べているところ、申立人と同じ昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社が保管している厚生年金保険台帳に記載されている申立人の資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と一致しており、上記台帳に記載されている同僚の資格取得日も、被保険者名簿の資格取得日と全員一致していることが確認できる。

さらに、A 社に係る上記被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から28年11月1日まで
私は、昭和23年5月にA社のB出張所に入社した。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、雇用形態が本社採用となつてから資格を取得したこととなっており、それ以前の現場雇用であった期間の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の記録、A社が保管する人事記録及び申立人が提出した当時の写真により、申立人が、申立期間に同社B出張所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該人事記録において、申立人は、昭和23年5月から30年3月までは^{ようじん}庸人、同年4月から34年3月までは準組員、同年4月以降は組員であったことが確認できるところ、A社は、「^{ようじん}庸人は有期雇用社員、準組員及び組員は正社員を表わす。正社員については厚生年金保険に加入させていたが、有期雇用社員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人が挙げた複数の同僚は、「私は、現場採用の^{ようじん}庸人として入社した。A社は、^{ようじん}庸人を厚生年金保険に加入させていなかったのもので、本社採用になってから厚生年金保険に加入した記録になっている。」と証言している。

さらに、オンライン記録において、申立人は、正社員となる前の昭和28年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社での被保険者資格を取得した同年11月1日と同日に資格を取

得している者は610名おり、これは、ほかの時期と比べると著しく多いことから、同社は、何らかの理由により、有期雇用社員を含め、同日にまとめて厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 21 日から 35 年 12 月 30 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、申立期間①及び②については、昭和 37 年 12 月 27 日に脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金を受給したという記憶が無いので、当該期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の最後の事業所であるA社で、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後に脱退手当金を受給したと供述している複数の同僚は、受給手続一切を同社に委任したとしており、当時同社では、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられる。

また、申立人は、A社には実姉と同じ日に入退社したと供述しているところ、オンライン記録において、当該実姉についても、申立人と同日の昭和 37 年 12 月 27 日に、脱退手当金が支給された記録となっている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 37 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 5 月 1 日までの期間、A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にはA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間当時に一緒に勤務していた同僚及び上司の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について聴取することができない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた同僚 15 名に文書照会を行ったところ、8名から回答があったが、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、このうち3名は、同社における資格取得日より前から勤務していたが、被保険者期間となっていない期間があると述べている。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書を所持しておらず、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 37 年 9 月 1 日に入社し、平成 14 年 6 月 30 日に退職するまで、継続して勤務していた。

ところが、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 38 年 4 月 1 日になっている。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の人事記録において、申立人の職務は「C職」と記載されているところ、複数の同僚が、「当時、正社員とC職では取扱いが異なり、C職は、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。加入するまでの期間は、人によって違っていた。」と証言している。

また、C職であったとする同僚について、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日を比較したところ、複数の者が、入社日から8か月ないし24か月以上経過後に資格を取得していることが確認できることから、当時、A社では、C職について、個人ごとに取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、当該同僚からは、厚生年金保険に加入するまでの期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできず、申立人も、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 49 年 6 月 1 日に A 社に入社し、52 年 2 月末日に退職した。
厚生年金保険の記録では、昭和 52 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 3 月 1 日に同資格を喪失したこととなっているが、被保険者期間が 1 か月間のはずがない。
申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚に照会したものの、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、A 社は、昭和 52 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当時の事業主は、「会社が厚生年金保険に加入するまでは、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しており、当該期間に勤務していたとする同僚からも、保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 61 年 8 月まで

夫は、昭和 53 年 3 月から 61 年 8 月まで A 社に勤務していたにもかかわらず、当該期間は、厚生年金保険被保険者期間となっていないので訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の A 社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社の当時の経理部長は、「申立人を知らないが、A 社の健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入に係る取扱いは、店舗の現業員は加入せず、本社の事務部門・企画等の従業員のみ加入していた。」と証言している。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者資格を取得した者の厚生年金保険整理番号に欠番も見られない上、申立人を知っていると証言をした同僚は同社において平成 8 年 9 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 2 日から 62 年 6 月 2 日まで
私は、大学卒業後、A社にB職として勤務していた。
B職の雇用形態は分からないが、健康保険被保険者証はもっていた。
すべてではないが、給与明細書を提出するので、申立期間に厚生年金保険に加入していたかどうか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人は、申立期間に同社にB職として勤務していたと回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成元年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。また、申立人が提出した給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社によると、申立期間当時、正職員はC共済組合に加入したが、B職は非常勤職員であるため、同共済年金に加入できず、各自で国民年金に加入するしかなかったとしており、申立人についても、厚生年金保険には加入していないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から同年 7 月 11 日まで
年金記録を確認したところ、平成 10 年 7 月 1 日から 10 日までの期間に在籍していた A 社の厚生年金保険被保険者記録が無かった。同社には、公共職業安定所の紹介で勤務し、すぐに退社したが、給与からは厚生年金保険料が控除されていた。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保管している平成 10 年 7 月の社会保険料が控除されていることを示す給与明細書から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を平成 10 年 7 月 1 日に取得し、同年 7 月 11 日に同資格を喪失している記録を同年 7 月 30 日に取り消す旨の届出を行っていたことが確認できる。

また、申立人が保管している銀行の通帳から、A 社から平成 10 年 7 月 28 日に給与として 8 万 3,709 円、同年 8 月 28 日に厚生年金保険料と健康保険料として 4 万 9,115 円が振り込まれていることが記帳されており、厚生年金保険の被保険者資格を取り消した後に、事業主から、申立人に対して厚生年金保険料が返金されたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 6 年 9 月から 14 年 5 月まで正社員として勤務していた。辞めることなく継続して勤務していたにもかかわらず、6 年 9 月から 13 年 1 月までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の取締役は、「申立人の入社時期は覚えていないが、アルバイトとして入社し、その後長期勤務が評価され、正社員になったと記憶している。申立期間当時、アルバイトは厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、同社において事務担当であった者は、「アルバイトについては、正社員と同じ勤務形態であっても、厚生年金保険に加入させていない時期があった。」旨を供述している。

また、雇用保険の記録から、申立人はA社に平成 13 年 2 月 1 日から 14 年 5 月 15 日まで加入していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人は、平成 12 年 6 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

加えて、A社の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 28 日から 41 年 2 月 15 日まで

私は、昭和 33 年 12 月にA社B工場に入社し、40 年 4 月に同社C工場に異動した。その後結婚により姓が変わり、出産のため 41 年 2 月に退職した。年金の記録では、脱退手当金を受給した記録となっているが、一切受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間におけるA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人が記載されているページの前後各 40 ページに記載されている女性の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす被保険者 7 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、そのうち 4 名に脱退手当金の支給記録があり、4 名とも資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されている上、このうちの 1 名は、「事業主から脱退手当金について説明を受けた記憶は無いが、事業主から退職金等に上乗せされて支給された。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 26 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、41 年 12 月末まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、同年 2 月 26 日から同年 7 月 1 日までの期間が被保険者となっていないとのことだが、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、昭和 41 年 2 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、喪失日の翌日である同年 2 月 27 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したために、自ら国民年金の加入手続を行ったものとみられる。

また、A 社の事業主は、「保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書（2 枚）及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（2 枚）によると、申立人は、昭和 38 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、41 年 2 月 26 日に資格を喪失した後、同年 7 月 1 日に資格を再取得し、同年 12 月 30 日に資格を再喪失しており、この一連の手続からすると、申立期間については、申立人から厚生年金保険料を控除していないものと考えられる。」と供述している。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の 2 枚とも「健康保険の被保険者証」の欄には、「添付」に丸印がついており、申立人は、資格喪失の際に所持していた被保険者証を事業主に返還したこ

とが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月 15 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 31 年 10 月 10 日から 32 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち昭和 21 年 3 月 15 日から同年 8 月 1 日までの期間と、C社D出張所に勤務した期間のうち 31 年 10 月 10 日から 32 年 12 月 1 日までの期間の加入記録が無かった。A社とC社D出張所に勤務していた当時の同僚と写した写真が残っている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管していた昭和 21 年 7 月のA社の社員旅行の写真から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間のうちの一部期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の写真に写っている同僚の連絡先はいずれも不明であり、これらの者から供述を得ることができない。

また、申立人が自身より前から勤務していたとする同僚及び上司のA社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 21 年 8 月 1 日であることが確認できる。

さらに、B社は申立期間①当時の人事関係資料は保管していないことから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人の上司の証言から、申立人が当該期間においてC社D出張所のE現場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社D出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年2月1日であり、当該期間のうち31年10月10日から32年2月1日までは、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が、当該期間にE現場の宿舎前で撮影したとする写真に写っている同僚のうち、C社D出張所での被保険者記録が確認できた2名について、申立人は当該期間において一緒に勤務していたと述べているところ、当該2名の同社D出張所での厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ昭和32年12月1日であることが確認できる。

さらに、C社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和32年12月1日に申立人を含めて124名が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうちの複数の者は、同日以前から同社D出張所に勤務していたと述べていることから、同社D出張所では、同日に厚生年金保険被保険者資格を一斉に取得させたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

私は、大学を卒業後の昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月まで A 社（現在は、C 社）B 支社に事務員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の加入記録は、48 年 2 月 1 日から同年 3 月 26 日までとなっている。健康保険には加入していたので厚生年金保険にも加入していたはずである。給料明細書などは残っていないが、当該期間について被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社 B 支社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚のうち 1 名は、「A 社 B 支社は、昭和 47 年 8 月以降に D において設立された事業所であり、設立後、半年間ぐらひは、会社化されていなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。その後、同社 B 支社となった段階で私たち社員も同社の厚生年金保険に加入することになった。」と証言をしている。

また、ほかの同僚 1 名も「厚生年金保険に加入する以前から、A 社 B 支社に勤務していたが、それまでの期間は、国民年金に加入し保険料も納付していた。」と証言しており、オンライン記録により、同社 B 支社において、申立人と同日（昭和 48 年 2 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 3 名は、当該期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、C 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失

確認通知書により、申立人は、昭和 48 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 3 月 26 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録は確認できず、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年12月1日まで

A社に勤めていたころの勤務記録カードには、その前職であるB社（現在は、D社）での勤務記録が、昭和25年5月1日から27年5月1日までと記載されている。この期間のうち、26年12月1日から27年5月1日までは、同社で厚生年金保険被保険者記録があるが、25年5月1日から26年12月1日までは、同社C工場に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和27年5月1日から勤務していたA社の勤務記録カードに記載されている申立人の勤務履歴から、申立人が申立期間にB社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社C工場で、申立人と同じ業務に従事していた同僚は、「同社B工場で働く従業員は大半が季節労働者として取り扱われたので、厚生年金保険に加入していないのではないかと。私も、当初は厚生年金保険に加入していないはずだ。」と述べているところ、この同僚は昭和21年ごろ入社したと記憶しているが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は23年8月15日となっていることが確認でき、季節労働者として取り扱われた場合は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれる。

また、申立人は、同僚2名の姓を記憶しており、出荷の業務に携わっていたとする1名については、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿にその者とみられる記録が確認できるが、申立人と同じ業務に従事していたとする1名については、同名簿には、その者とみられ

る記録を確認することができないことから、同社C工場は、厚生年金保険の加入手続において個人ごとに異なった扱いをしていたこともうかがわれる。

さらに、D社の人事担当者に照会したところ、申立期間当時の記録は現存せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 48 年から 51 年まで継続して勤務していた。途中、事業主から同社の本社はD市からE市に移転すると聞き、社会保険はきちんとしておいてくださいとお願いしていた。申立期間当時には、1歳の子供がおり、10 か月間も健康保険被保険者証の無い期間があったとは考え難く、国民健康保険に加入した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、所在地の移転に伴い昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり（以下「全喪」という。）、その後、移転先のC市で同年 12 月 1 日に新規適用事業所になっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚は、「申立期間において保険料が控除されていたか否かについては記憶していない。」と述べている。

さらに、申立人を除く事業主及び同僚4名も昭和 49 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、そのうち3名が同年 12 月 1 日に同資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社は昭和 53 年 1 月 31 日に全喪している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料を所持し

ていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4058 (事案 1827 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月ごろから同年 7 月ごろまで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた昭和 32 年 4 月から同年 7 月までの期間が被保険者期間となっていない。同社のように大企業に勤務した期間の被保険者記録が無いのはおかしいので、第三者委員会の判断には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、A社は申立期間当時の工員については臨時雇制度があり、入社して数箇月間は、試用期間として厚生年金保険に加入させていなかったとしており、同社に勤務していた複数の同僚は、「臨時工として入社した最初は試用期間だった。」、「入社してしばらくしてから採用試験があり、合格すると正社員になれた。」と証言していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられること、及び同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無い上に、同社が作成した被保険者の氏名索引リストにも申立人の名前は無く、当該期間の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 17 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、A社のような大企業に勤務した期間に被保険者期間が無いのはおかしいと主張しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 9 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 6 月末まで勤務していた。厚生年金保険の記録によると、同年 6 月 30 日に同社の被保険者資格を喪失しているとのことだが、同年 6 月末まで勤務しており納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録では、申立人は、平成 9 年 4 月 1 日に A 社において被保険者資格を取得し、同年 6 月 30 日に離職していることが確認できる。

しかし、A 社の厚生年金保険被保険者のうち平成 2 年以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 133 名の同資格の喪失日は、月末の前日に喪失した者が 14 名、月末に喪失した者が 55 名、月初に喪失した者が 39 名、月中に喪失した者が 25 名となっており、月末に資格を喪失した者が複数確認できる。

また、雇用保険の記録から、上記の月末に喪失した者のうちの複数の者の離職日は、厚生年金保険の資格喪失日と同日の月末日となっていることが確認できる。

さらに、そのうちの 1 名は、「私は月末で退職したが、退職した月の厚生年金保険料を控除されていたか分からない。」と述べている。

加えて、A 社の元事業主は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B 健康保険組合は、「申立人の厚生年金保険被保険者期間は平成 9 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までと回答しており、被保険者資格の喪失

失日はオンライン記録と一致している。

さらに、複数の同僚から聴取したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得ることができない上、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。